

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項に規定する行政監査について、茨城県監査基準に準拠して監査を実施し、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和5年11月27日

茨城県監査委員	川 津 隆
同	戸井田 和 之
同	澤 田 勝
同	羽 生 健 志

令和5年度

行政監査報告書

「公共施設の老朽化（長寿命化）対策に関する提言」

令和5年11月

茨城県監査委員

目 次

第1	監査テーマ及び目的	1
1	監査テーマ	
2	監査の目的	
第2	監査の実施概要	2
1	監査対象機関	
2	監査の着眼点	
3	監査実施期間及び実施方法	
第3	計画所管課へのヒアリング	4
1	実施目的	
2	主な質疑内容	
第4	監査調書（アンケート形式）による調査の集計・分析	6
1	監査調書の種類	
2	対象施設の概要	
3	調査結果の集計・分析	
4	総括	
第5	本庁所管課、出先機関の委員監査	24
1	本庁所管課の委員監査	
2	出先機関の委員監査	
第6	監査の結果及び意見	29
1	計画面	
2	実施・技術面	
3	予算面	
4	推進体制面	
5	その他	
第7	おわりに	33
<参考資料>		
【別紙1】	茨城県公共施設等総合管理計画の概要	
【別紙2】	茨城県庁舎等施設長寿命化計画の概要	
【別紙3】	長寿命化計画対象の庁舎等施設一覧	
【別紙4】	<本庁所管課向け>行政監査（委員監査）調書	
【別紙5】	<出先機関向け>行政監査（委員監査）調書	

第1 監査テーマ及び目的

1 監査テーマ

公共施設の老朽化（長寿命化）対策について

2 監査の目的

茨城県の各機関が入る庁舎や公共施設の老朽化対策は喫緊の課題であり、県では平成27年3月に「茨城県公共施設等総合管理計画」（令和4年3月一部改訂。計画期間は令和16年度まで。以下「総合管理計画」という。概要は【別紙1】のとおり。）を策定し、3つの基本方針に基づき対策を進めることとしている。

< 3つの基本方針 >

- ①長寿命化の推進（点検・状況把握、計画的修繕等）
- ②資産総量の適正化（統合・廃止）
- ③資産の有効活用の推進（民間資金活用、ネーミングライツ、未利用財産売却等）

一方で、各機関においては、このような長期的な計画を踏まえながらも、限られた人員・予算の範囲内で、毎年必要な箇所の修繕を限定的に実施せざるを得ないケースがあるとの声も聞かれている。

このため、策定から8年経つ総合管理計画の進捗及び見直し状況を確認しながら、公共施設等のうち庁舎等施設を主な対象とし、3つの基本方針のうち特に「①長寿命化の推進」に関する問題、課題などを明らかにしたうえで、それらの解決に向け、より実態に即した長寿命化対策を推進するための提言を行う。

第2 監査の実施概要

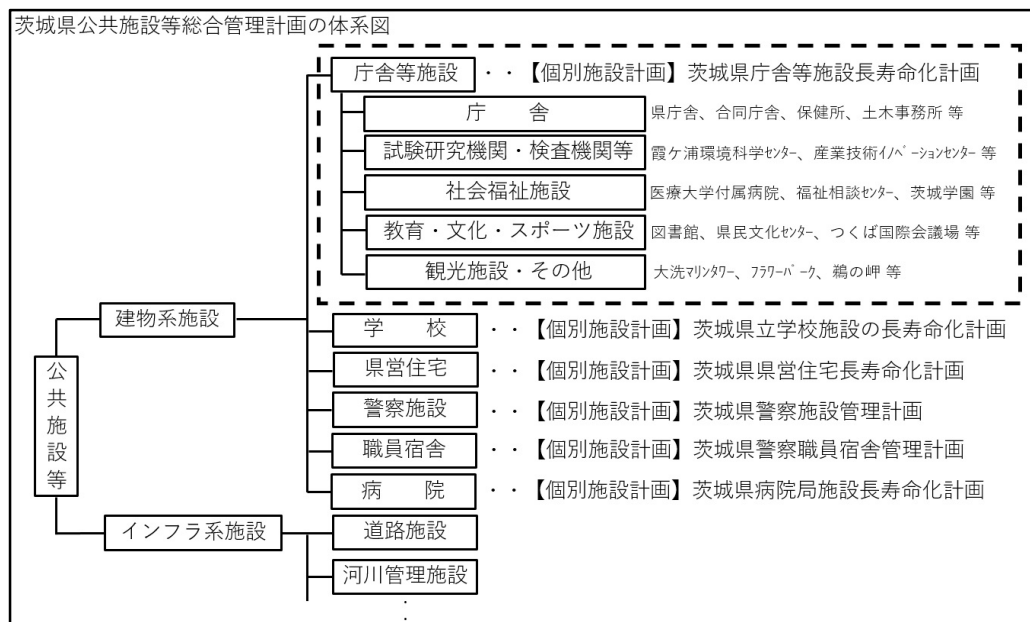
1 監査対象機関

- ・ 総合管理計画の所管課（管財課）
- ・ 庁舎等施設 320 施設（建物数 1,567）のうち「茨城県庁舎等施設長寿命化計画」※1（以下「長寿命化計画」という。）の対象としている 121 施設（建物数 219）を所管する本庁 36 課・出先 78 機関

※1 茨城県庁舎等施設長寿命化計画（令和3年3月策定）

総合管理計画の体系の中の個別施設計画の1つに位置付けられるもので、庁舎など県の行政事務を行う施設及び県民が利用する施設である「庁舎等施設」を対象とした具体的なメンテナンスの実施計画。延床面積が原則 500 m²以上の建物を対象とし、目標使用年数は原則 80 年。計画期間は総合管理計画の最終年度である令和 16 年度まで。概要は【別紙2】のとおり。

庁舎等施設は、下記「総合管理計画の体系図」における点線枠内である。また、長寿命化計画対象の庁舎等施設一覧は【別紙3】のとおりである。



2 監査の着眼点

長寿命化計画の実施方針に基づき、次の点を監査する。

【点検・状況把握】

- (1) 日常点検等が適切に行われ、建物の経年劣化状況等が把握されているか。
- (2) 施設維持保全台帳※2を整備し、点検結果等の記録を適切に保存しているか。

【維持管理・計画的修繕等（長寿命化）】

- (3) 点検結果等に基づき、長期保全計画※3を作成したうえで、計画的な修繕等を実施し、機能・性能の保持・回復を図る予防保全に取り組んでいるか。
- (4) 予防保全に取り組むことにより、修繕等の実施時期等を調整し、長期保全計画を見直したうえで、財政負担の平準化が図られているか。

【安全確保（早期修繕）】

- (5) 点検等により危険性が高いと認められた箇所について、早期に修繕が実施されているか。

※2 施設維持保全台帳

総合管理計画に基づく茨城県県有建築物長寿命化実施基準（平成 29 年 4 月策定。以下「実施基準」という。）において施設管理者が整備する必要があると定めている次の書類。

- ・ 建物の公有財産台帳
- ・ 法令等で義務付けられている定期点検の一覧表
- ・ 定期点検の指摘事項に対する対応を記録した書類
- ・ 修繕履歴を記録した書類
- ・ 保管している図面の一覧表

※3 長期保全計画

建築物の機能を適正に保ち、効率的に長寿命化を図ることを目的に、建築物を構成する部位、部材及び設備の更新時期や今後生じる費用等を整理し、計画的なメンテナンス（修繕・改修など）を実施するために作成した計画。

現在の長期保全計画（初年度：令和 3 年度）は、長寿命化計画を策定した管財課が建築物ごとに作成したものをベースに、それぞれの施設管理者が見直しを行っているもの。

3 監査実施期間及び実施方法

(1) 監査実施期間

令和 5 年 4 月から 11 月まで

(2) 実施方法

総合管理計画を所管する管財課に対し、現状及び課題等についてのヒアリングを行った後、全対象機関に対しアンケート形式による調査を行い、それを基礎資料として、本庁所管課及び出先機関（抽出）の現地監査を行った。

No	実施方法	対象機関	実施時期 (令和 5 年)
1	総合管理計画及び長寿命化計画の現状、課題及び将来見通し等についてヒアリング	管財課	4 月 28 日
2	監査調書（アンケート形式）による調査、集計、分析（必要に応じ追加調査）	全監査対象機関 (本庁 36 課、 出先 78 機関)	6～7 月
3	本庁所管課の委員監査（抽出）	本庁 9 課	9 月 27 日
4	出先機関の予備監査（抽出） (定期監査と同時に実施)	出先 33 機関	8～11 月
5	出先機関の委員監査（抽出） (定期監査と同時に実施)	出先 20 機関	10～11 月

(3) 担当監査委員

川 津 隆 監査委員
戸井田 和之 監査委員
澤 田 勝 監査委員
羽 生 健志 監査委員

第3 計画所管課へのヒアリング

1 実施目的

総合管理計画及び長寿命化計画における現状、課題及び将来見通し等について確認し、行政監査の着眼点を精査するため、監査委員による計画の所管課である管財課へのヒアリングを実施した。(実施日：令和5年4月28日)

また、その結果をもとに監査調書(アンケート形式)を作成して調査を実施した。

2 主な質疑内容

- ・単純更新(目標使用年数60年)から長寿命化(目標使用年数80年)に移行することのだが、公共施設等全体で今後30年間に1兆9,000億円をかけても20年しか延びないのであれば、60年で新築したほうが効果は大きいのではないかと。
→単純更新にかかる金額は総務省の試算ソフトを使った試算なので、一概には比較できないが、一般的に長寿命化した方が費用は少ないとされている。
- ・個別に検討すると、長寿命化対策を行うより新築したほうが安い場合もあるのではないかと。ある小学校では、老朽化に伴う長寿命化対策で14億円程度かかったが、新築した場合の試算は20数億円であった。20年延ばすために14億円かけるのか、20数億円で60年を持たせるのかという議論になっている。このあたりをどのように考えているか。
→長期的に考えると、試算上は80年を持たせる方が安価ということで判断をしているが、短期間で区切った場合には、実際に個別の事例を見ていくと、新築したほうが安いこともあり得ると思われる。
- ・総合管理計画の進捗状況はどうなっているのか。
→建物系施設でいうと、令和3年度は計画259億円に対し実績が133億円、令和4年度は計画186億円に対し予算が159億円である。しかし金額的な部分でしか見られないので、詳細な分析はこれからとなる。
- ・庁舎管理をしていく中での実質的な予算管理はどうか。部局間でも温度差があるように思うが。
→総合管理計画は総合調整的な機能を持っているので、限られた財源で予算配分も含め検討していきたい。
- ・経営的な管理運営という部分(ファシリティマネジメント)では税外収入の確保も重要な1つである。例えば県有施設のネーミングライツも金額としては微々たるものではあるが、知恵を絞ることは大切ではないか。ある都道府県では、街灯一本一本にネーミングライツを導入しているところもあると聞いている。また、施設への太陽光設備の導入を進めているところもある。
→ネーミングライツでいうと、街灯とまではいかないが、歩道橋にまで枠を広げて募集しているところ。実際に契約しているところでは27施設、年間6万円の収入を見込んでいる。また、税外収入の確保に努めるため、エレベーターの広告掲載なども実施している。今後も引き続き、税外収入の確保に向けて、施設への太陽光設備の導入等も検討していきたい。

- ・全庁的な取組として、総務部長が委員長となっている「公共施設等総合管理計画推進委員会」があるとのことだが、外部から専門的な意見を聞くことはあるのか。

→現状、外部の人に委員会に関して意見を聞くことはない。
- ・各施設管理者が適正に点検を実施できるよう、管財課が技術的支援を行っているとのことだが、具体的にどのような支援を行っているのか。また、相談内容によって相談先が異なっているが、うまく現場で活用できているのか。

→技術的支援についてはマニュアルを作成し、研修会を実施し、併せてそれで足りなければ相談窓口を設けて対応している。また、日常点検についてマニュアルを作っているが、現場でノウハウがきちんと足りているかどうかについては課題がある。
- ・長寿命化に対する問題点、課題認識として一番大事なものは何か。管財課として中長期的な観点も含めて教えてほしい。

→日常点検は基本的に施設管理者が行うが、事務系職員が中心にやっているため、技術や経験の面で難しい。それぞれの施設管理者の知識や経験が違う中で、この方たちの能力をいかに高めていくかが課題と考えている。
- ・本庁所管課と出先機関の温度差を感じる。この長寿命化計画を知らない出先がたくさんある。また、指定管理者は全く分かっていない。そういう計画が分かっていないと日常点検は出来ないと思うがどうか。

→日常点検が上手くいっていないのは、長寿命化計画があってそれに基づいて長く使っていくというのが周知されていない、併せて技術的なノウハウも足りないということもある。そういう点は課題だと思っている。

また、管財課としても全部の施設を把握して統括していくのはマンパワーの問題もあり難しい。一方で、管財課が中心となってしっかりと対応していかなければならないと思っている。
- ・本庁所管課と出先機関の温度差については、もう少し計画面でできることがあるのではないかと。

→総合管理計画を令和3年度末に改定し、それから1年間やってきてPDCAサイクルのPとDまで来たところである。これからCとAを行う上で、本庁と出先の温度差もチェックしていきたい。また限られた財源の中で、どういったことをやっていくのがベストなのか、予算であれば財政課、工事であれば営繕課と調整し、いい方向性を探していきたい。

第4 監査調書（アンケート形式）による調査の集計・分析

1 監査調書の種類

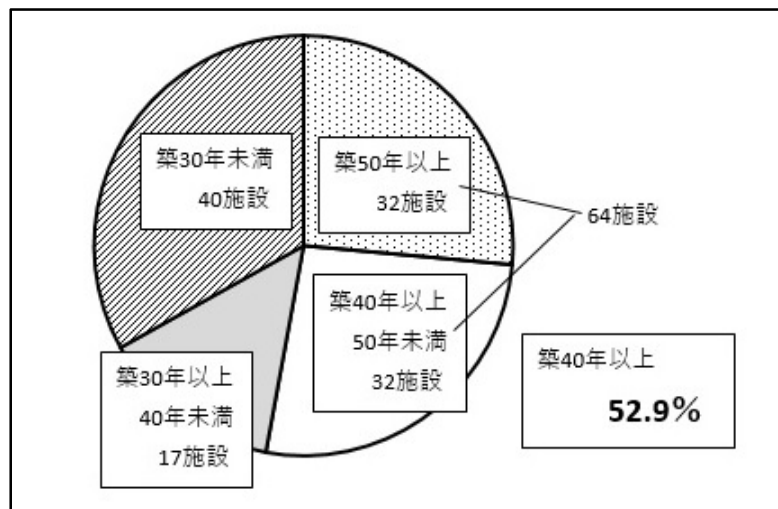
監査調書は、①本庁所管課向け（全14問）、②施設管理者向け（全24問）の2種類である。

なお、県以外の組織が施設管理者（指定管理、管理委託等）の場合、②施設管理者向けの監査調書は、本庁所管課が回答した。

2 対象施設の概要

(1) 施設の築年数

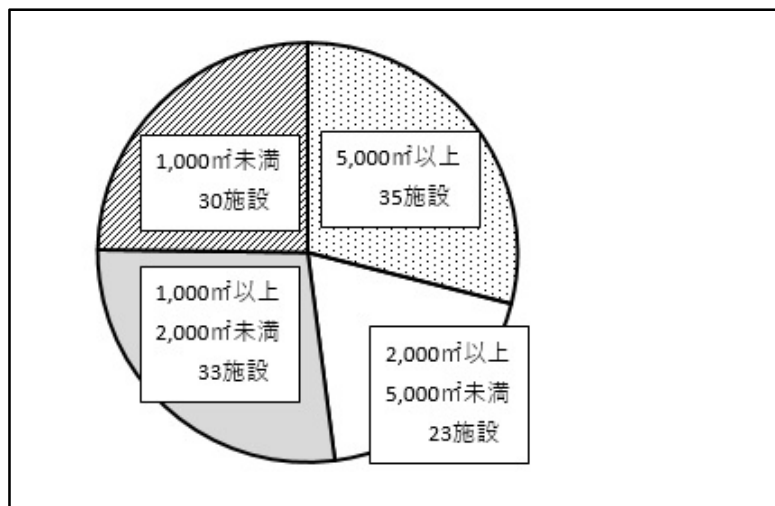
監査対象とした121施設のうち、64施設（全体の52.9%）が築40年以上である。（複数の建物がある場合は、主たる建物の築年数）



(2) 施設の延床面積

監査対象とした121施設の延床面積は、次のとおりである。

（複数の建物がある場合は、合計面積）



3 調査結果の集計・分析

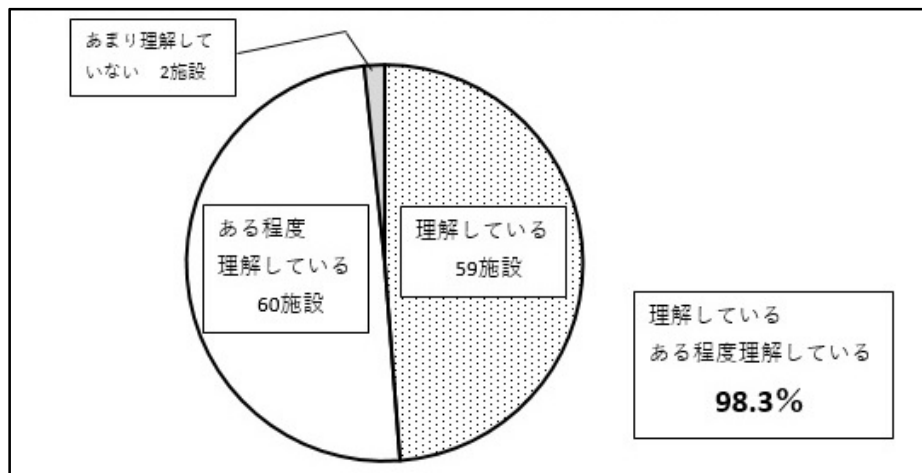
(1) 長寿命化（予防保全等）にかかる各種計画の理解

- ① 本庁所管課においては、計画策定の背景・目的や内容について概ね理解し、長期保全計画の内容をほぼ把握している。

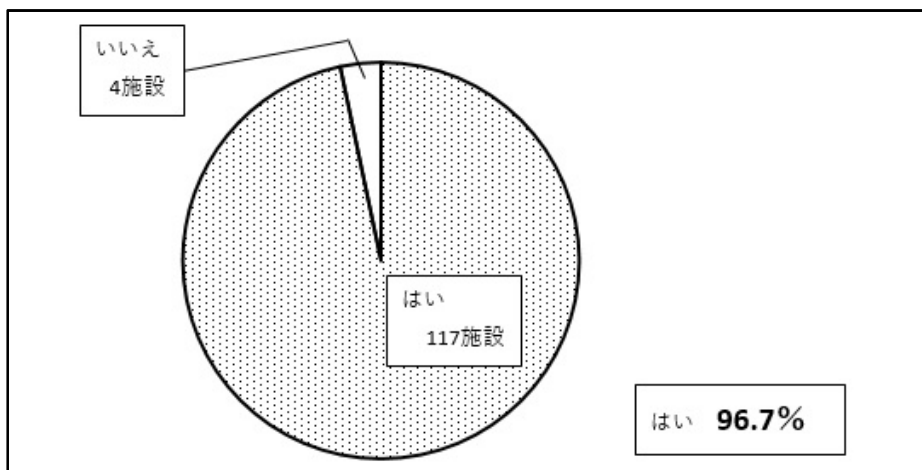
しかし、出先機関や県以外の機関が施設管理者となっている 19 施設（全施設の 15.7%）の長期保全計画の見直し状況※4 を把握していない。

※4 長期保全計画の見直しにあたっては、茨城県県有建築物長期保全計画作成マニュアル（以下「作成マニュアル」という。）により、「施設管理者（必要に応じ、個別施設計画策定担当課）は、日常点検の結果や修繕・改修の執行状況を踏まえ、1年ごとに見直しを行う。」としている。

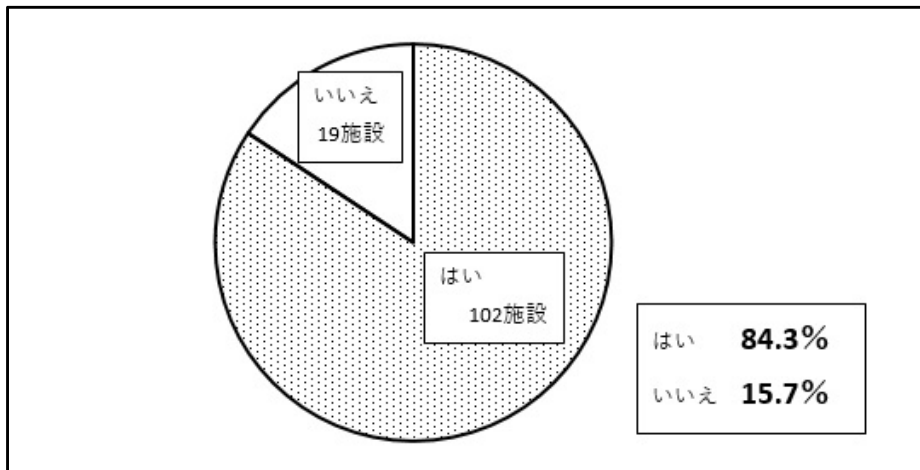
【問①-1】「総合管理計画」「長寿命化計画」及び各施設ごとの「長期保全計画」が策定された背景・目的やその内容について理解していますか。



【問①-2】施設ごとの長期保全計画の内容を把握していますか。

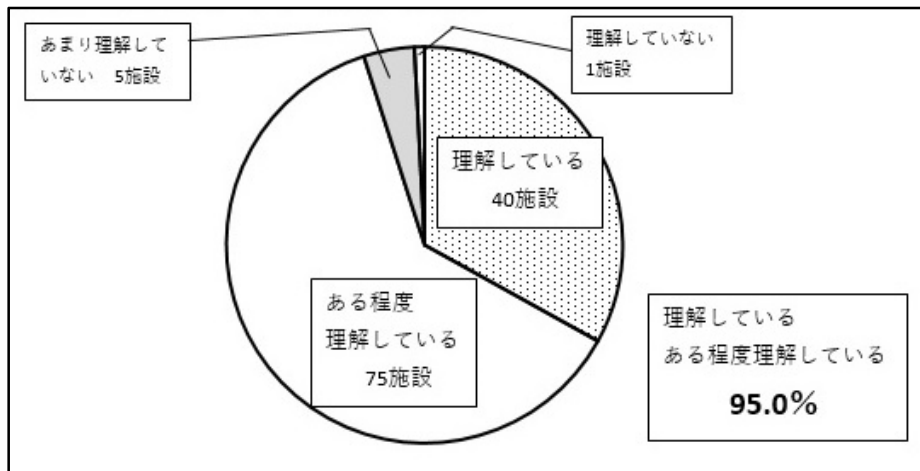


【問①-3】 施設管理者が行う長期保全計画の見直し状況を把握していますか。

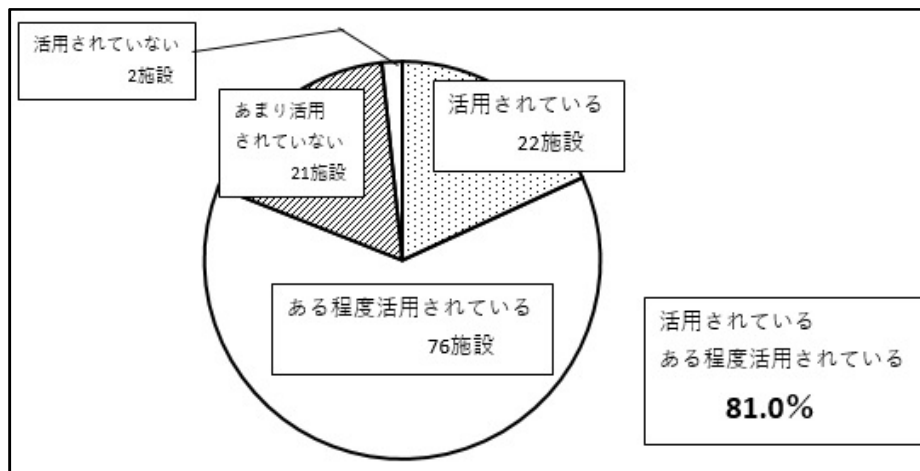


② 施設管理者においては、計画策定の背景・目的や内容について概ね理解し、業務の中である程度活用し、長期保全計画情報を本庁所管課と共有している。しかし、39施設（全施設の32.2%）では、1年ごとに長期保全計画の見直しを実施していない。

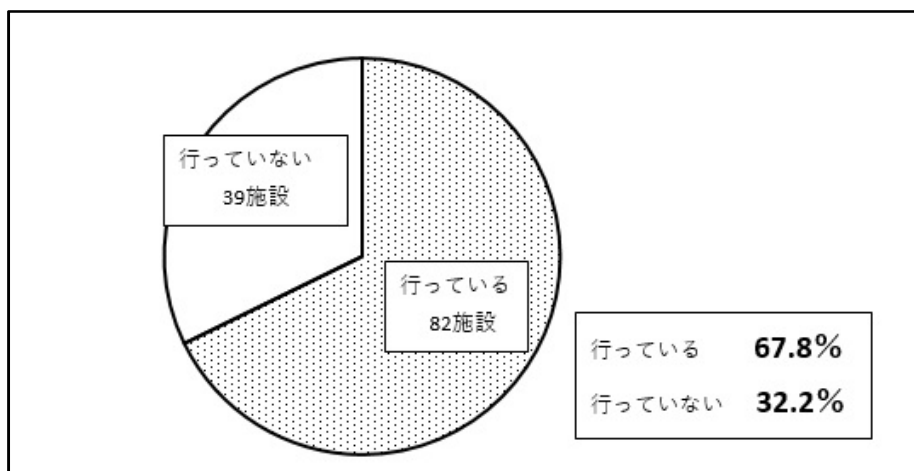
【問②-1】 「総合管理計画」「長寿命化計画」及び各施設ごとの「長期保全計画」が策定された背景・目的やその内容について理解していますか。



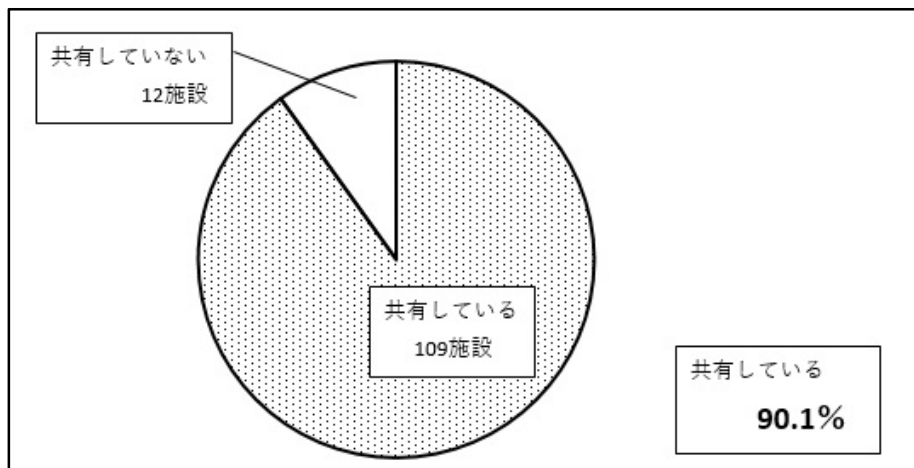
【問②-2】 各計画について、業務の中で活用されていますか。



【問②-3】長期保全計画について、日常点検の結果や修繕・改修の執行状況を踏まえ、1年ごとに計画の見直しを行っていますか。



【問②-4】長期保全計画（見直しを含む。）情報を、本庁所管課と共有していますか。（本庁所管課に情報提供していますか。）



(2) 法定点検又は劣化度点検※5

① 本庁所管課においては、出先機関や県以外の機関が施設管理者となっている43施設（全施設の35.5%）の点検状況を把握していない、又は点検未実施（実施時期不明を含む）である。

また、37施設（全施設の30.6%）では、改善時期未定の不備があると認識している。

※5 実施基準では、施設管理者は、次のとおり法定点検又は劣化度点検を行うこととしている。

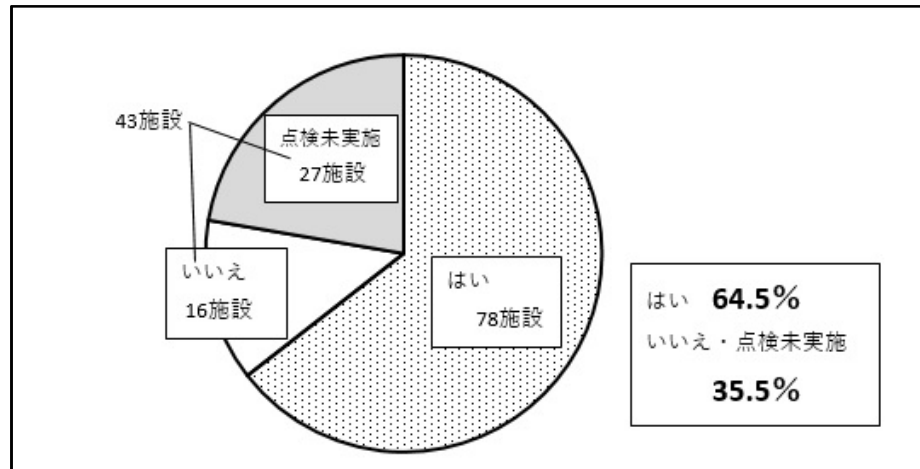
・法定点検

建築基準法第12条の規定に基づき、一定の用途・規模の建築物について、建築物に係る専門的な知識を有する者が定期的に行う点検（3年以内に1回実施）

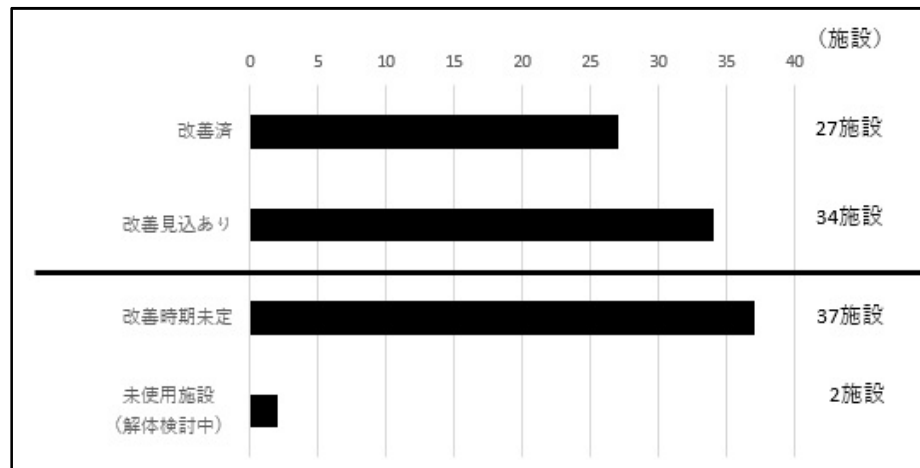
・劣化度点検（法定点検対象外施設）

部材等の劣化損傷の状況を把握するために行う点検（5年以内に1回実施）

【問①-4】各施設における法定点検又は劣化度点検の実施状況や実施結果を把握していますか。



【問①-5】直近の法定点検又は劣化度点検における不備の改善状況について回答願います。
【複数回答可】



② 施設管理者においては、法定点検対象 43 施設のうち 8 施設では、直近 3 年以内に点検を実施していない。また、劣化度点検対象 78 施設のうち 61 施設では、直近 5 年以内に点検を実施していない。

点検における不備の指摘については、躯体への影響が大きい箇所（屋根、外壁等）に関するものが多く、39 施設（全施設の 32.2%）では、改善時期未定の不備がある。

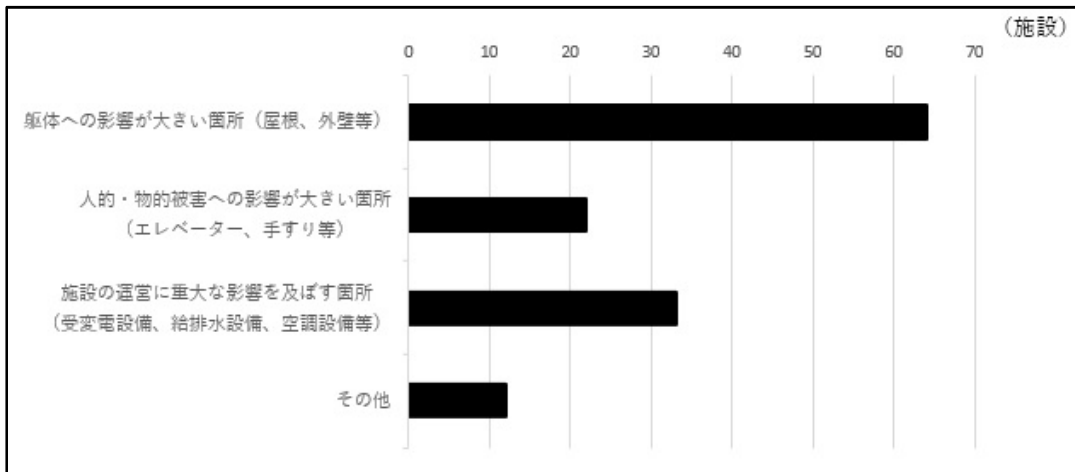
また、41 施設（全施設の 33.9%）では、点検結果を本庁所管課に報告していない、又は点検未実施（実施時期不明を含む）である。

【問②-5】法定点検又は劣化度点検の実施状況について回答願います。
（複数の建物がある場合は主たる建物の状況）

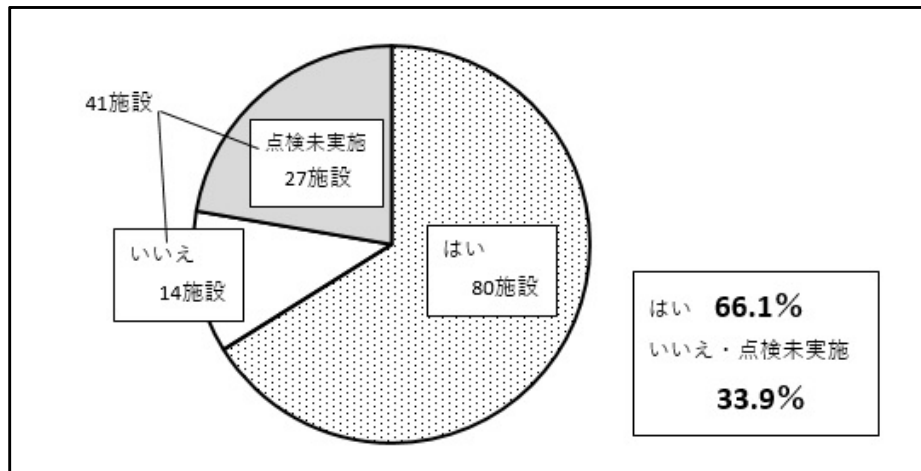
分類	施設数	点検実施状況
法定点検対象	43 施設	うち 8 施設は直近 3 年以内に点検未実施
劣化度点検対象	78 施設	うち 61 施設は直近 5 年以内に点検未実施

【問②-6】直近の法定点検又は劣化度点検で、何らかの不備を指摘されましたか。

【複数回答可】

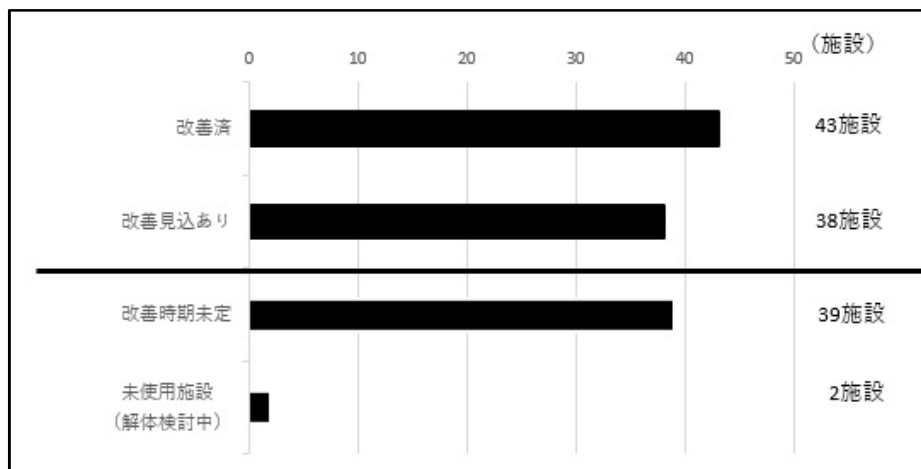


【問②-7】直近の法定点検又は劣化度点検の結果を、本庁所管課に報告しましたか。



【問②-8】直近の法定点検又は劣化度点検における不備の改善状況について回答願います。

【複数回答可】

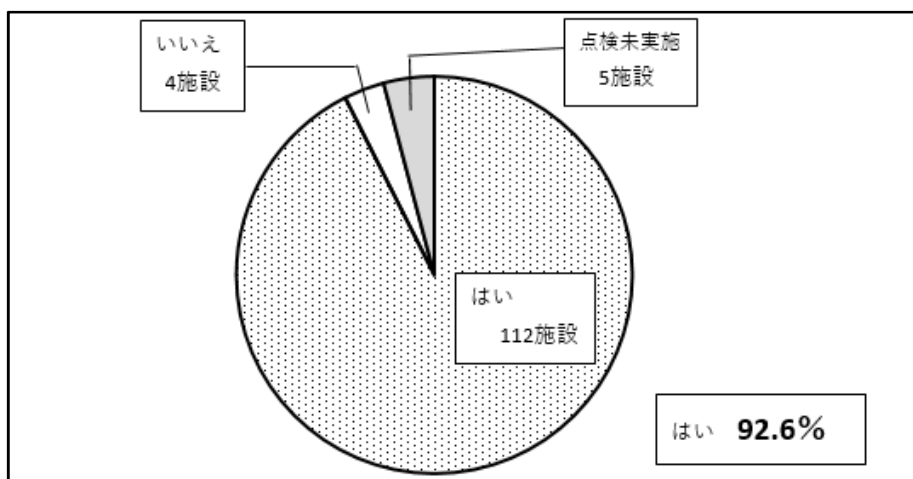


(3) 日常点検※6

- ① 本庁所管課においては、各施設における日常点検の実施状況や実施結果をほぼ把握している。また、38 施設（全施設の 31.4%）では、改善時期未定の不備があると認識している。

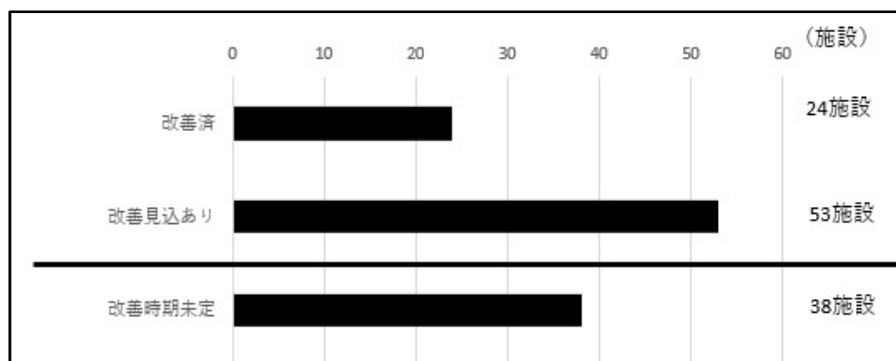
※6 実施基準では、施設管理者は、日常点検マニュアルに基づき年に一回以上日常点検を実施する必要があるとしている。

【問①-6】各施設における日常点検の実施状況や実施結果を把握していますか。



【問①-7】令和4年度の日常点検における不備の改善状況について回答願います。

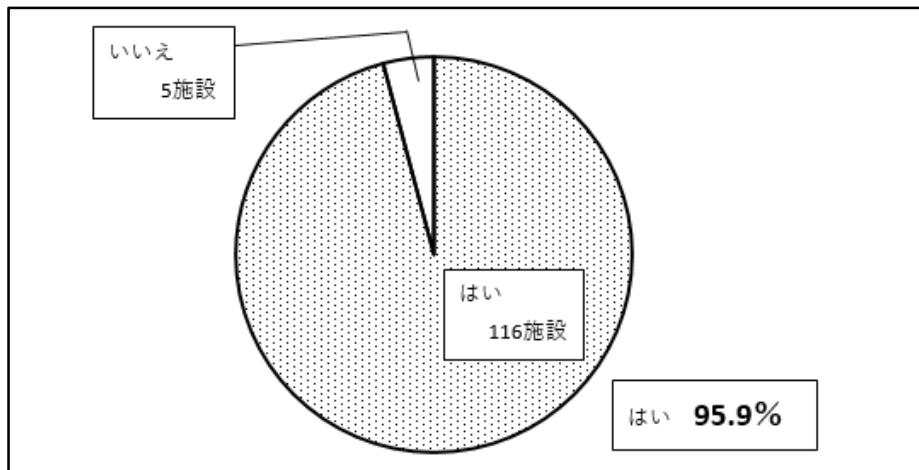
【複数回答可】



- ② 施設管理者においては、殆どの施設で日常点検を実施し、点検結果を本庁所管課に報告している。

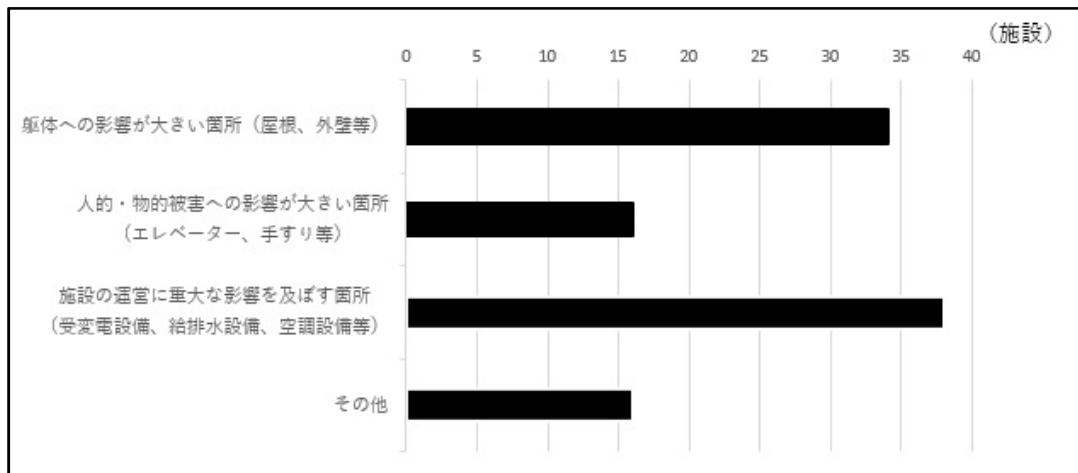
不備の内容としては、躯体への影響が大きい箇所（屋根、外壁等）や施設の運営に重大な影響を及ぼす箇所（受変電設備、給排水設備、空調設備等）が多く、25 施設（全施設の 20.7%）では、改善時期未定の不備がある。

【問②-9】令和4年度中に、日常点検を実施しましたか。

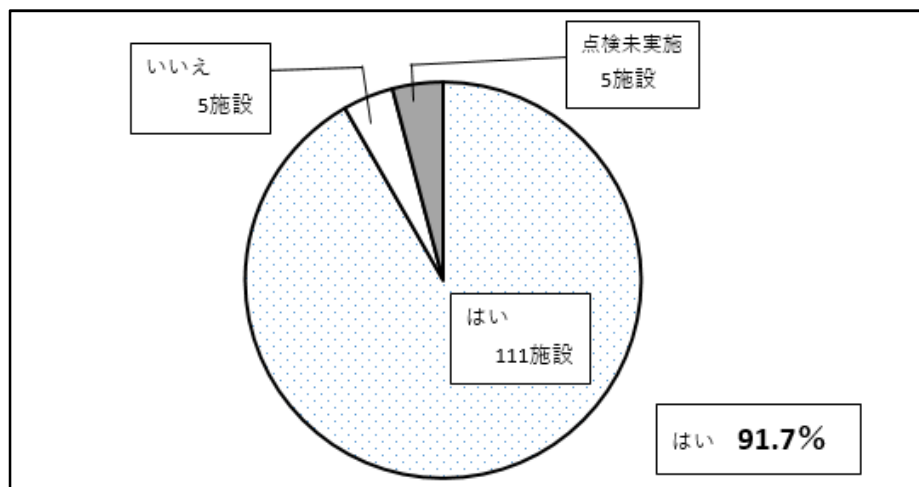


【問②-10】令和4年度の日常点検で、何らかの不備が見つかりましたか。

【複数回答可】



【問②-11】令和4年度の日常点検結果を、本庁所管課に報告しましたか。



【問②-12】令和4年度の日常点検における不備の改善状況について回答願います。

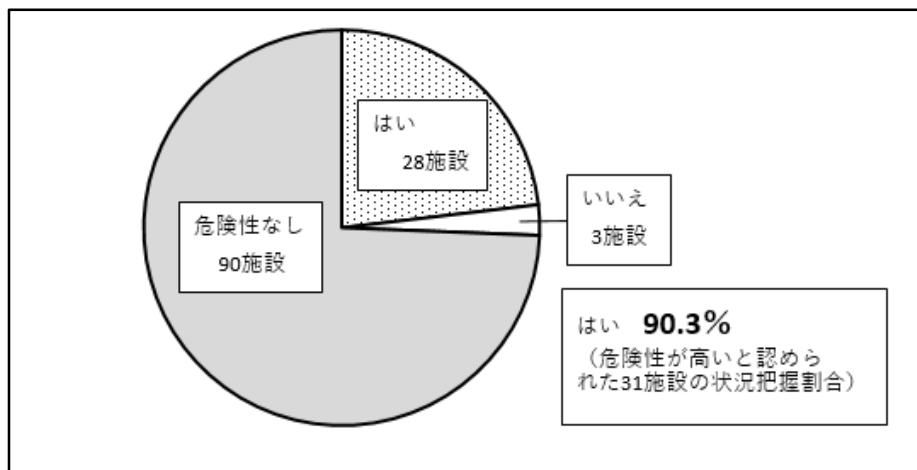
【複数回答可】



(4) 点検以外で判明した、危険性が高いと認められた箇所

① 本庁所管課においては、各施設における危険性が高いと認められた箇所の状況をほぼ把握している。また、9施設（全施設の7.4%）では、改善時期未定の不備があると認識している。

【問①-8】点検（法定点検又は劣化度点検、日常点検）で判明した不備とは別に発見された、危険性が高いと認められた箇所の状況を把握していますか。



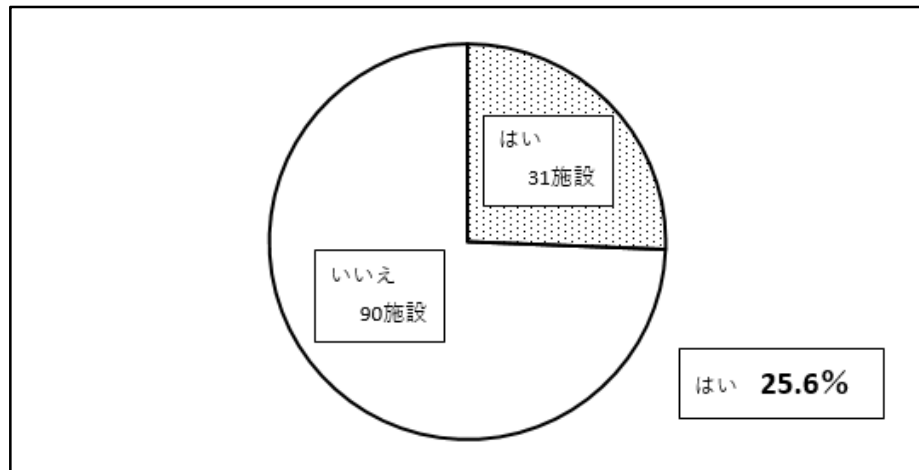
【問①-9】危険性が高いと認められた箇所の改善状況について回答願います。

【複数回答可】

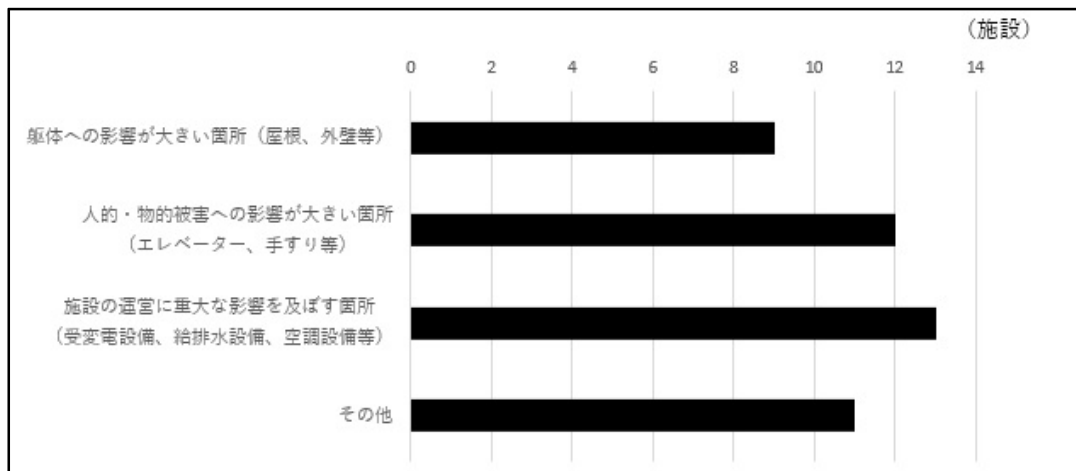


② 施設管理者においては、危険性が高いと認められた箇所がある場合、殆どの施設が本庁所管課に報告している。また、8施設（全施設の6.6%）では、改善時期未定の不備がある。

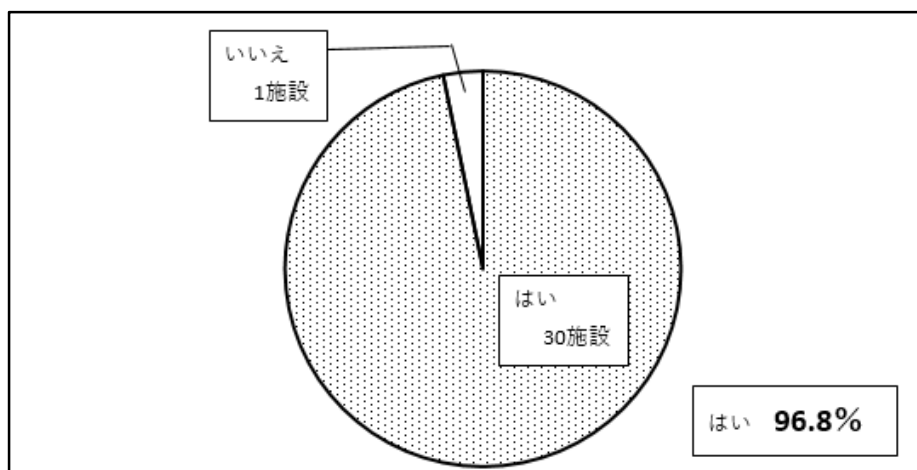
【問②-13】 令和4年度中において、点検（法定点検又は劣化度点検、日常点検）で判明した不備とは別に、危険性が高いと認められた箇所はありましたか。



【問②-14】 危険性が高いと認められた箇所について、その内容を回答願います。
【複数回答可】

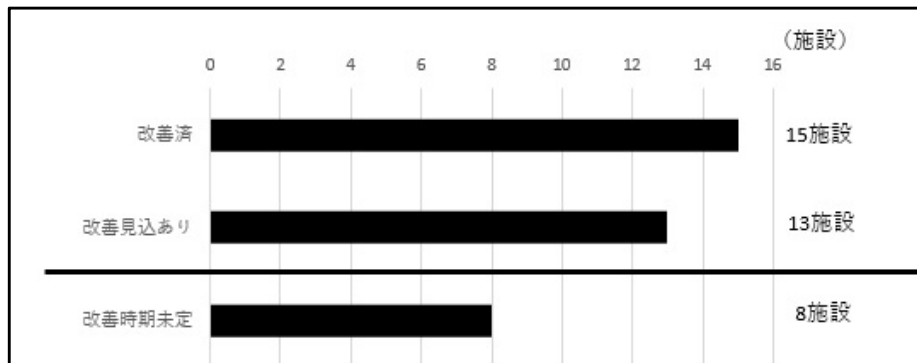


【問②-15】 危険性が高いと認められた箇所があることを、本庁所管課に報告しましたか。



【問②-16】危険性が高いと認められた箇所の改善状況について回答願います。

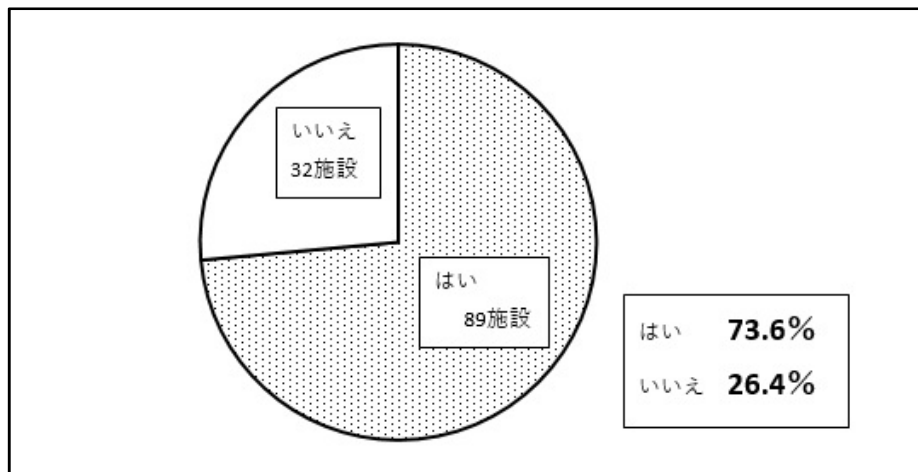
【複数回答可】



(5) 施設維持保全台帳

① 本庁所管課においては、出先機関や県以外の機関が施設管理者となっている32施設（全施設の26.4%）の施設維持保全台帳の内容を把握していない。

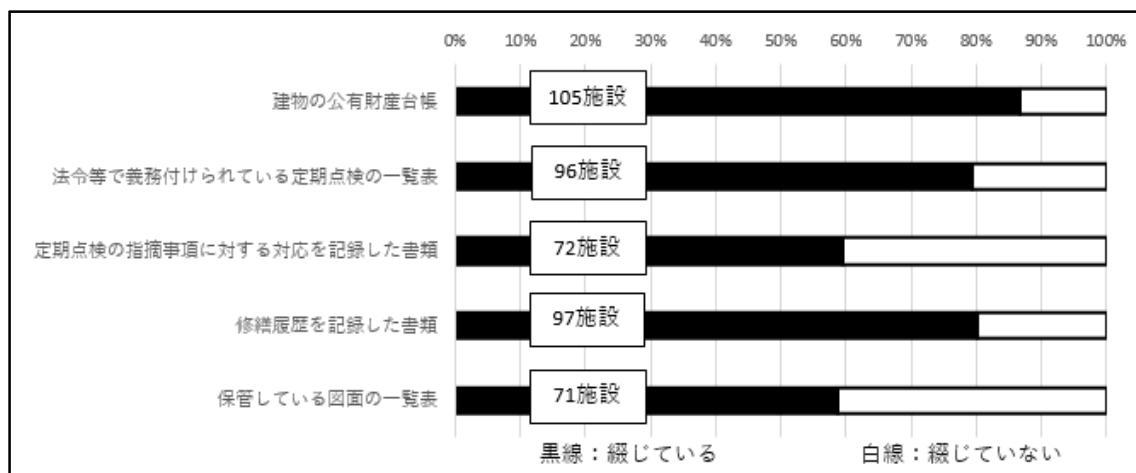
【問①-10】施設管理者が整備した施設維持保全台帳の内容を把握していますか。



- ② 施設管理者においては、施設維持保全台帳に必要な書類を全て綴じず、整備が不十分な施設が半数を超えており、27施設（全施設の22.3%）では、施設維持保全台帳の情報を本庁所管課と共有していない。

【問②-17】施設ごとに点検結果等のデータを適切に管理する台帳「施設維持保全台帳」を整備していますか。施設維持保全台帳に綴じている書類について回答願います。

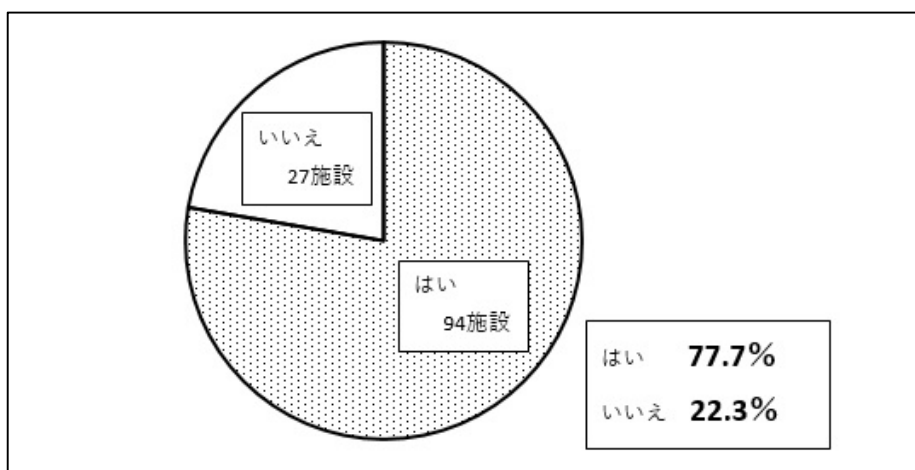
【複数回答可】



施設維持保全台帳に綴じている書類の数（121施設中）

5つ（全て）	52施設（43.0%）
4つ	24施設（19.8%）
3つ	12施設（9.9%）
2つ以下	33施設（27.3%）

【問②-18】施設維持保全台帳の情報を、本庁所管課と共有していますか。（本庁所管課に情報提供していますか。）



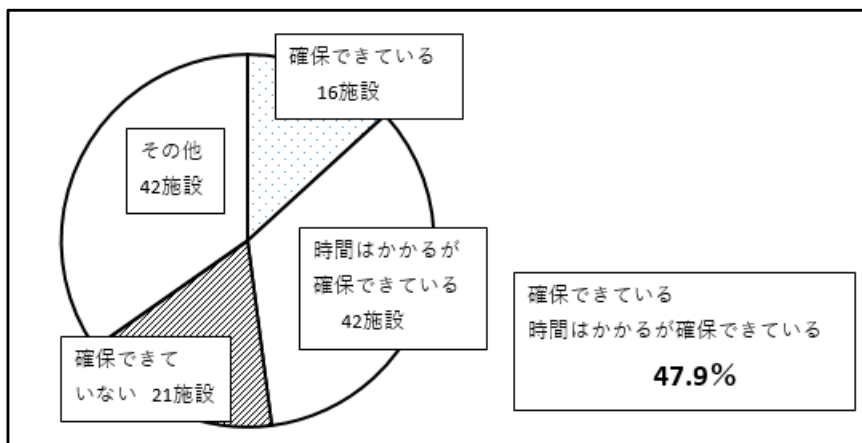
(6) 施設維持関係経費

- ① 本庁所管課においては、施設管理者からの要求に対し、施設維持関係経費（保全費※7、修繕費※8）を確保できていないケースが一定数みられる。

※7 保全費：建築、電気設備、機械設備を計画的に更新（予防保全）するために必要な費用

※8 修繕費：不備のある設備の修繕に必要な費用

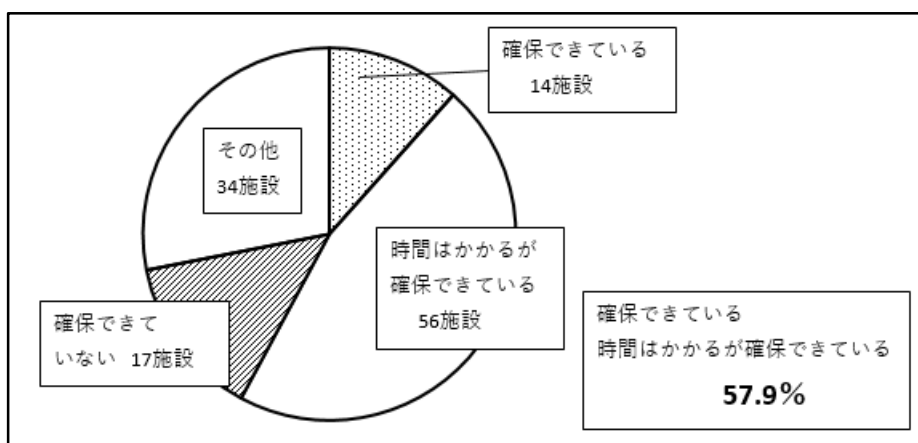
- 【問①-11】施設維持関係経費（保全費）は、施設管理者からの要求に対し、必要な時期に必要な額を確保できていますか。



【「その他」の主な回答】

- ・日常点検では異常の確認がされていないため、保全費の予算要求は行っていない。
- ・不具合が生じてから修繕費で対応しており、保全費は確保していない。
- ・所管する複数の施設の状況や予算の平準化等の観点から、予算の調整・確保を図っている。

- 【問①-12】施設維持関係経費（修繕費）は、施設管理者からの要求に対し、必要な時期に必要な額を確保できていますか。



【「その他」の主な回答】

- ・現時点では概ね必要額を確保しているが、今後大規模な工事（修繕）が見込まれるため対応が必要である。
- ・所管する複数の施設の状況や予算の平準化等の観点から、予算の調整・確保を図っている。

② 施設管理者においては、計画額に対し、施設維持関係経費（保全費、修繕費）を確保できていない施設が一定数みられる。

【問②-19】長期保全計画における保全費の計画額及び実際の要求額、予算額、執行額について回答願います。（回答額の合計）

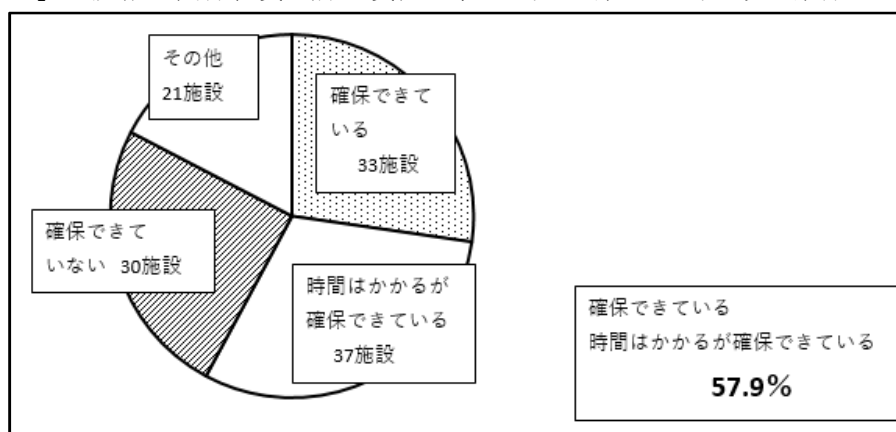
（単位：百万円）

年度	計画額		要求額	予算額	執行額
	作成時※9	見直し後※10			
令和3年度	50,645	23,506	4,122	4,012	2,970
令和4年度	1,265	2,786	4,219	4,039	3,626
令和5年度	4,027	4,272	3,810	3,742	
令和6年度	2,550	2,998			
令和7年度	1,436	2,345			
令和8年度	2,492	2,492			
令和9年度	1,893	1,893			
令和10年度	12,708	12,708			
令和11年度	1,830	1,830			
令和12年度	2,392	2,392			
令和13年度	5,106	5,106			
令和14年度	1,318	1,318			
令和15年度	2,833	2,833			
令和16年度	3,317	3,317			
計	93,812	69,796	12,151	11,793	6,596
年平均	6,701	4,985	4,050	3,931	3,298

※9 初年度（令和3年度）に、建築物の長寿命化（目標使用年数80年）のために必要な予防保全工事、大規模改修のうち未実施分の費用を一括計上している。

※10 令和7年度までは監査調書をもとに見直し後の金額を記載し、令和8年度以降は作成時の計画額を記載している。

【問②-20】施設維持関係経費（保全費）は、必要な時期に必要な額を確保できていますか。



【「その他」の主な回答】

- ・ 日常点検では異常の確認がされていないため、保全費は確保していない。
- ・ 不具合が生じてから修繕費で対応しており、保全費は確保していない。
- ・ 改修要望は本庁所管課に提出しているが、その結果、施設管理者に令達される予算の枠内で対応している。

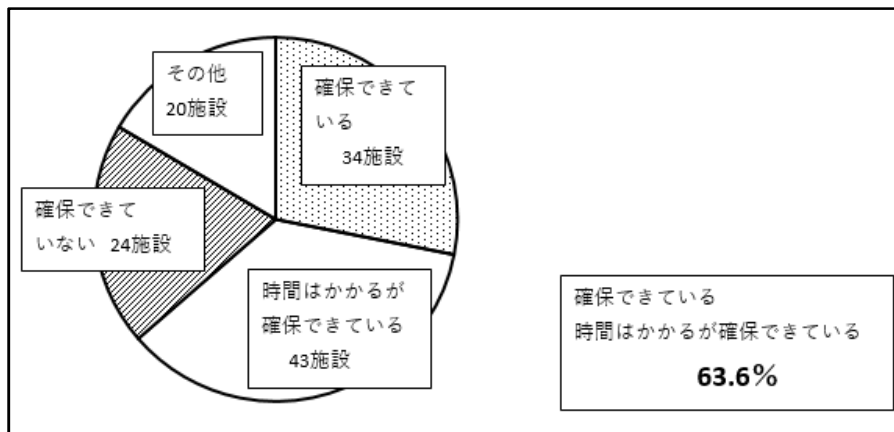
【問②-21】長期保全計画における修繕費の計画額及び実際の要求額、予算額、執行額について回答願います。(回答額の合計)

(単位：百万円)

年度	計画額		要求額	予算額	執行額
	作成時	見直し後※11			
令和3年度	721	955	665	665	569
令和4年度	721	823	745	761	590
令和5年度	721	950	717	686	
令和6年度	721	1,456			
令和7年度	721	1,833			
令和8年度	721	721			
令和9年度	721	721			
令和10年度	721	721			
令和11年度	721	721			
令和12年度	721	721			
令和13年度	721	721			
令和14年度	721	721			
令和15年度	721	721			
令和16年度	721	721			
計	10,094	12,506	2,127	2,112	1,159
年平均	721	893	709	704	580

※11 令和7年度までは監査調書をもとに見直し後の金額を記載し、令和8年度以降は作成時の計画額を記載している。

【問②-22】施設維持関係経費（修繕費）は、必要な時期に必要な額を確保できていますか。



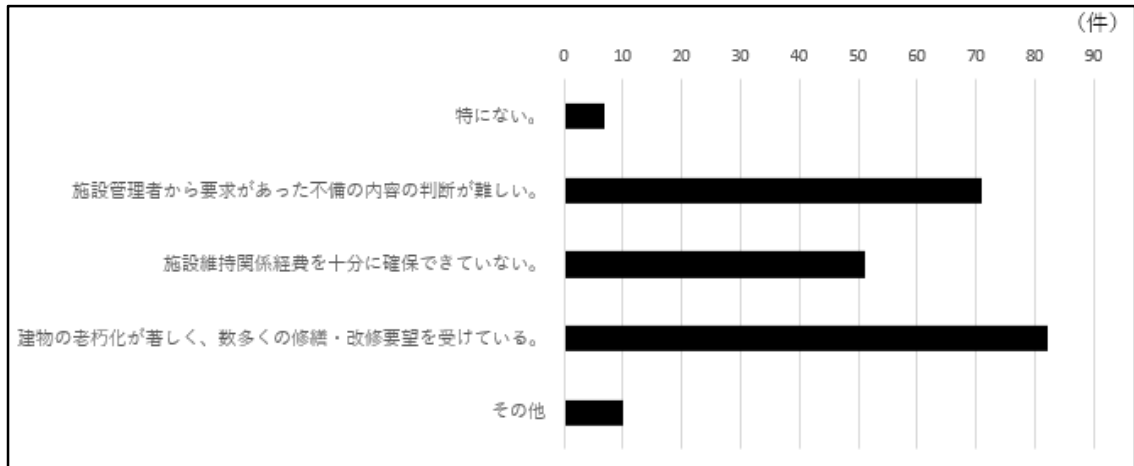
【「その他」の主な回答】

- ・日常点検では異常の確認がされていないため、修繕費の予算は確保していない。
- ・修繕要望は本庁所管課に提出しているが、その結果、施設管理者に令達される予算の枠内で対応している。

(7) 課題等

- ① 本庁所管課においては、予算面、技術的な対応で苦慮しており、組織体制の充実や施設維持関係経費に係る必要額の予算措置が必要と考えているケースが多い。

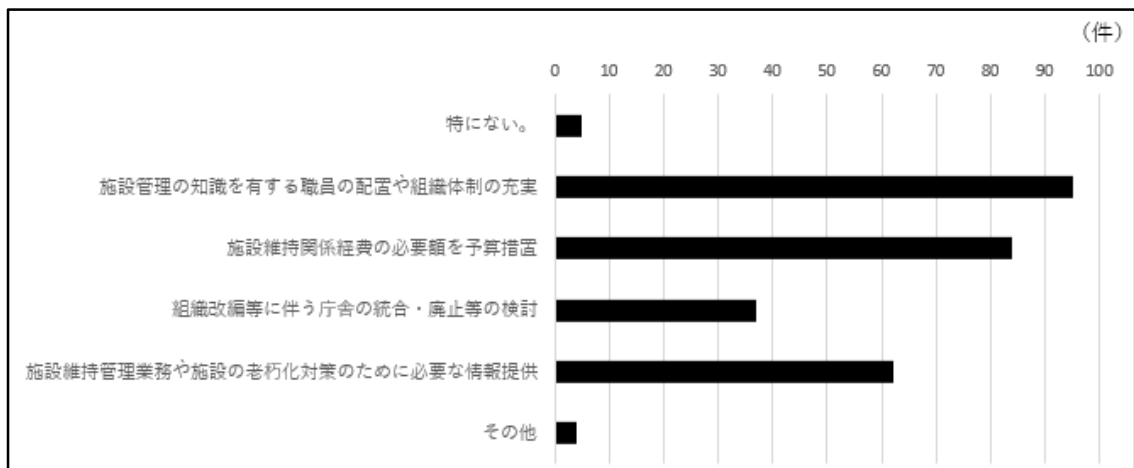
【問①-13】施設維持管理業務や施設の老朽化対策において苦慮している点について回答願います。【複数回答可】



【「その他」の主な回答】

- ・将来的な統廃合の見通しが不透明で修繕に着手しにくい。
- ・物価高騰により予算要求時と執行時の費用に乖離が生じることがある。
- ・海沿いという立地の特殊性から塩害による被害が生じており計画的な修繕が困難。

【問①-14】施設維持管理業務や施設の老朽化対策のために必要と思われる点について回答願います。【複数回答可】

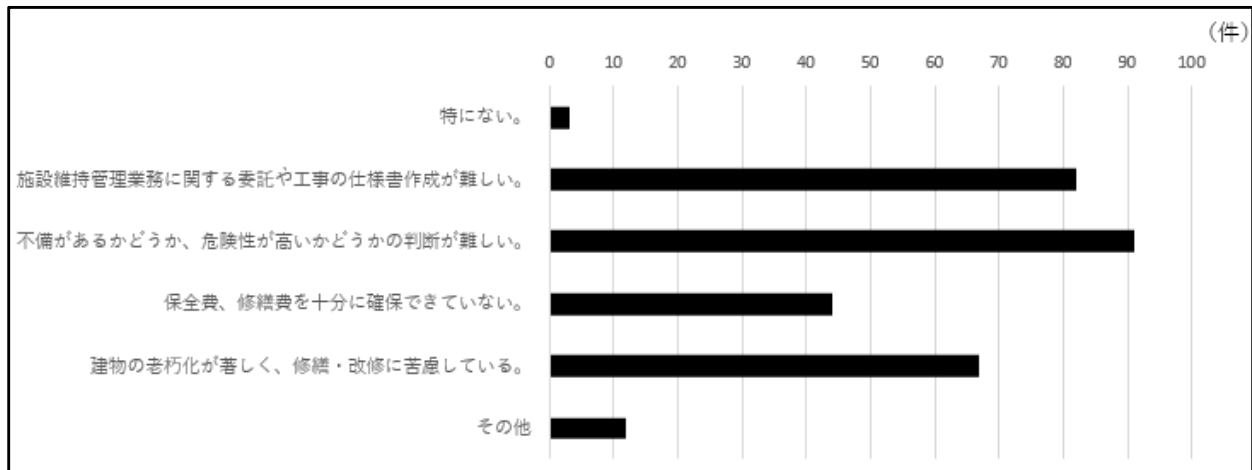


【「その他」の主な回答】

- ・工事・修繕の事務手続を専門部署に集約
- ・危険箇所の確認や工事の必要性判断などのための技術職の現地派遣

- ② 施設管理者においては、不備や危険性の判断、仕様書作成など技術的な面で苦慮しており、相談・サポート体制の充実、職員や組織体制の充実、マニュアルの充実、施設維持関係経費に係る必要額の予算措置が必要と考えている施設が多い。

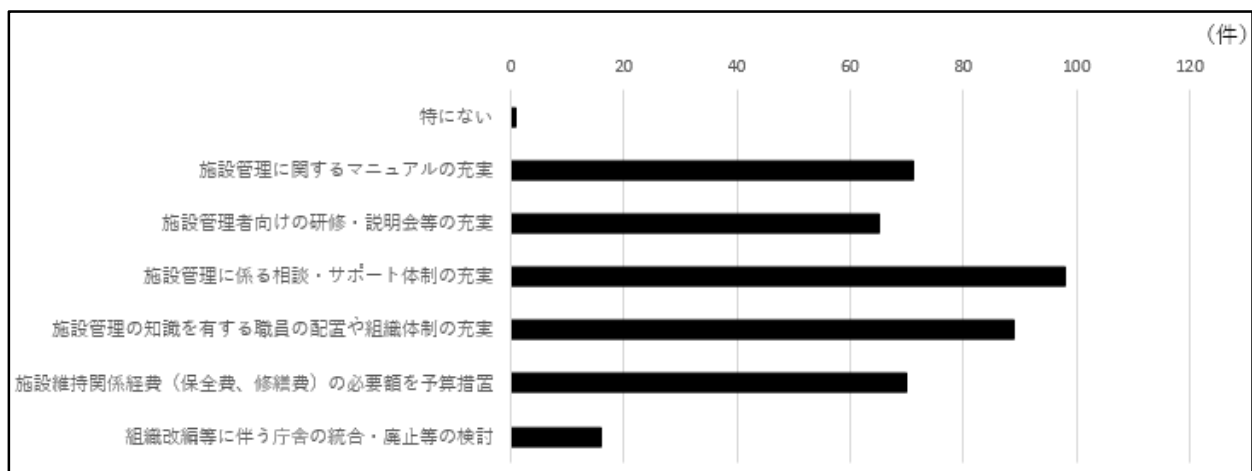
【問②-23】施設維持管理業務や施設の老朽化対策において苦慮している点について回答願います。【複数回答可】



【「その他」の主な回答】

- ・ 参考見積の取得が難しい。
- ・ 海沿いという立地の特殊性から塩害による被害が生じており計画的な修繕が困難。
- ・ 施設の規模が大きく、全体、詳細を把握することが困難。

【問②-24】施設維持管理業務や施設の老朽化対策のために必要と思われる点について回答願います。【複数回答可】



【「その他」の主な回答】

- ・ 修繕等発注の集約化
- ・ 施設維持管理業務や点検業務の委託
- ・ 要修繕箇所が判明した時点で臨機応変に対応できる予算措置体制
- ・ 危険箇所の確認や工事の必要性判断などのための技術職の現地派遣

4 総括

- (1) 長寿命化（予防保全等）にかかる各種計画の理解
 - ・本庁所管課、施設管理者ともに、各種計画を概ね理解し業務に活用している。
 - ・長期保全計画の見直し状況を把握していない本庁所管課が一部に、1年ごとに長期保全計画の見直しをしていない施設管理者が一定数みられる。
- (2) 法定点検又は劣化度点検
 - ・点検状況を把握していない本庁所管課が一部にみられる。また、定められた期間内に点検を実施していない施設管理者が半数を超えており、特に劣化度点検は約8割の施設管理者が定められた期間内に実施していない。
 - ・躯体への影響が大きい箇所（屋根、外壁等）の不備を指摘された施設が多く、改善時期未定の不備がある施設が一定数みられる。
- (3) 日常点検
 - ・施設管理者は、日常点検を殆ど実施しており、本庁所管課も点検の状況をほぼ把握している。
 - ・日常点検では、躯体への影響が大きい箇所（屋根、外壁等）や施設の運営に重大な支障を及ぼす箇所（受変電設備、給排水設備、空調設備等）の不備を発見することが多く、改善時期未定の不備がある施設が一定数みられる。
- (4) 点検以外で判明した、危険性が高いと認められた箇所
 - ・点検以外で判明した危険性が高いと認められた箇所のある施設が一定数あり、本庁所管課と施設管理者の間では、情報をほぼ共有している。
 - ・改善時期未定の不備も一部にみられる。
- (5) 施設維持保全台帳
 - ・施設維持保全台帳の情報を共有していない本庁所管課、施設管理者が一定数みられる。
 - ・施設維持保全台帳の整備が不十分な施設が半数を超えている。
- (6) 施設維持関係経費
 - ・本庁所管課、施設管理者ともに、施設維持関係経費（保全費、修繕費）を確保できていないケースが一定数みられる。
- (7) 課題等
 - ・本庁所管課においては、予算面、技術的な対応で苦慮しており、組織体制の充実や施設維持関係経費に係る必要額の予算措置が必要と考えているケースが多い。
 - ・一方で、施設管理者においては、不備や危険性の判断、仕様書作成など技術的な面で苦慮しており、相談・サポート体制の充実、職員や組織体制の充実、マニュアルの充実、施設維持関係経費に係る必要額の予算措置が必要と考えている施設が多い。（本庁所管課、管財課等への要望）

※一定数：20～50%程度

一部：20%未満

第5 本庁所管課、出先機関の委員監査

1 本庁所管課の委員監査

(1) 対象機関の選定

次の条件に該当する課の中から9課を抽出して委員監査を実施した。

- ・ 築年数が50年以上の施設を所管している。
- ・ 監査調書（アンケート形式）の結果、老朽化（長寿命化）対策に苦慮しており、実施体制・予算等に課題がある。

(2) 対象機関

No	所属名	施設名		その他 所管 施設数
		監査調書を作成し 委員監査時に概要説明	監査調書作成のみ	
1	保健政策課	竜ヶ崎保健所(43) 医療大学付属病院(26)	古河保健所(49) ひたちなか保健所常陸大宮支所(47) 潮来保健所(44) つくば保健所(42)	6
2	生活衛生課	県北食肉衛生検査所(52) 動物指導センター(43)	—	2
3	青少年家庭課	茨城学園(52) 土浦児童相談所(43)	ラーク・ハイツ(43) 青少年会館(43) 女性相談センター(40) 日立児童相談所(40)	1
4	産業人材育成課	筑西産業技術専門学院 (60) 日立産業技術専門学院 (58)	鹿島産業技術専門学院(54) 土浦産業技術専門学院(52)	3
5	農業政策課	笠間地域農業改良普及セ ンター(52) 境土地改良事務所(50)	つくば地域農業改良普及センター (42) 坂東地域農業改良普及センター(41)	1
6	産地振興課	原種苗センター(53) 園芸種苗センター(25)	—	1
7	監理課	常総工事事務所(62) 土浦土木事務所(48)	鉾田工事事務所(52) 境工事事務所(52) 高萩工事事務所(45)	2
8	生涯学習課	中央青年の家(55) 図書館(52)	水戸生涯学習センター分館(46) 白浜少年自然の家(44) さしま少年自然の家(40)	2
9	管財課	土浦合同庁舎(53) 鉾田合同庁舎(50)	三の丸庁舎(92) 高萩合同庁舎(50) 境合同庁舎(46) 稲敷合同庁舎(44) 筑西合同庁舎(39) 県庁舎（行政棟）(24)	5

※ 対象機関が作成した監査調書の様式は【別紙4】のとおり。

※ 括弧内の数値は築年数。

(3) 実施日

令和5年9月27日

(4) 実施方法

集合監査とし、次の2班に分けて実施した。

【1班】保健政策課、生活衛生課、青少年家庭課、産業人材育成課、管財課

【2班】農業政策課、産地振興課、監理課、生涯学習課、管財課

- (5) 委員監査時に概要説明を受けた施設の状況
委員監査時に概要説明を受けた 18 施設の状況は、次のとおりである。

項目	施設数	
長期保全計画の見直し	未実施	11 施設
計画額と予算額の一致	乖離	15 施設
施設の不備	未改善の不備あり	10 施設
施設維持保全台帳の整備	不足あり	5 施設

- (6) 対象機関の主な課題・対応等

- ・修繕工事を実施するにあたり、事務系職員だけでは危険箇所の確認や工事の必要性の判断が難しい。管財課や営繕課の相談サポート体制の充実が望まれる。
- ・人事異動の際には過去の経緯等を含めて、詳細に引継ぎを行う必要があるが、技術的な側面も多く、円滑に引継ぎを行うことが難しい。
- ・緊急度が高い案件に関する機器・設備の更新等を優先的に実施しているため、長寿命化計画どおりに実施できない。
- ・劣化度点検による長期保全計画の見直しが必要だが、現状では保全というよりも応急的な修繕対応にとどまっている。
- ・長期保全計画を見直すこととしているが、見直しの考え方やフロー等が明確にされていないため、適正な見直しを行えているか否かの評価が難しい。
- ・現在は長期保全計画の見直しを行っていないが、今後は、老朽化の状況や予算の平準化の視点も考慮し、施設管理者とともに実効性のある長期保全計画の見直しを行うとともに、現在、作成している機械設備等の修繕計画と並行して、長期的に施設を使用し続けられるよう施設の維持管理に努めていく。

- (7) 主な質疑内容

- ・長寿命化対策のプロジェクトチームはあるのか。
→全庁横断的な組織として公共施設等総合管理計画推進委員会があり、取組を推進するための体制づくりや技術支援等を行っている。
なお、構成員は、総務部長が委員長で、総務部次長が副委員長、各部幹事課や土木部、農林水産部等インフラ担当課がメンバー。総合調整や推進体制の整備を行う。
- ・管財課内にプロジェクトチームはないのか。
→公有財産維持活用推進室が対応している。
- ・長寿命化計画の見直しは誰が行っているのか。
→それぞれの施設管理者が行うことになっている。
- ・長寿命化計画の見直しができているのは一部施設。その理由は。
→<できている理由>
 - ・施設管理の担当者が電気職の職員で専門知識があるため。
 <できていない理由>
 - ・施設の建替を検討しているため。
 - ・見直しの判断をするにあたり、技術面での専門知識が乏しいため。
 - ・人事異動での引継が不十分なため。
 - ・現場のマンパワーが足りていないため。

- ・長寿命化計画の見直しは毎年必要なのか。
 また、管財課は見直し状況を把握しているか。
 →毎年見直す必要はあるが、見直し状況については把握していない。
- ・法定点検で不備があった場合、いつまでに対応しなければならないのか。
 例えば、監査調書に屋上防水ひび剥離とあるが、問題はないのか。
 →優先度が高いという認識はあり、今後予算要求をしていく。
- ・長寿命化計画の対象外となっている施設のほうが実質的に重要と思われる施設もあるようだが、適切に管理できているか。
 →対象外の施設についても、今後劣化度点検を行い、対応を考えていきたい。
- ・建替を検討予定の施設の改修は最小限にしているとのことだが、建替までに長期間を要する場合は、長寿命化対策をしっかりと計画し、必要に応じて改修を実施する必要があるのではないか。
 →致命的な不備の場合は災害時に機能が果たせない可能性があるため、改修も検討する。
- ・施設維持保全台帳の整備（記録保全）が出来ていない施設があるが、その理は。
 →担当者の認識不足もあり、整備が漏れていた。今後改善していく。
- ・管財課が技術的支援を行っているとのことだが、各課の状況をみると、機能しているとは言い切れないのではないか。
 →管財課としても、民間委託等も含めて、サポート体制の検討をしていきたい。
- ・事務系職員の知識不足、予算化して執行できる体制が出来ていないので、サポートチームを作り、現場に行かないと進んでいかないと思う。
- ・長寿命化対策は全庁的な対策が必要ではないか。予算措置、専門職（プロパー）の確保、プロジェクトチームのような専門セクション（長寿命化対策班）の設置、専門家への委託などが必要では。

2 出先機関の委員監査

(1) 対象機関

No	所属名	施設名	築年数	委員監査実施日
1	農業総合センター	農業総合センター	33	10月4日
2	産業技術イノベーションセンター	産業技術イノベーションセンター	51	10月5日
3	筑西県税事務所	境合同庁舎	46	10月5日
4	鹿行県民センター	鉾田合同庁舎	50	10月10日
5	鹿島産業技術専門学院	鹿島産業技術専門学院	54	10月10日
6	潮来保健所	潮来保健所	44	10月13日
7	行方県税事務所	行方合同庁舎	28	10月13日
8	土浦県税事務所	稲敷合同庁舎	44	10月17日
9	水戸県税事務所	水戸合同庁舎	35	10月19日
10	水産試験場	水産試験場	11	10月19日
11	県西県民センター	筑西合同庁舎	39	10月26日
12	近代美術館天心記念五浦分館	近代美術館天心記念五浦分館	26	10月31日
13	茨城港湾事務所大洗港区事業所	大洗港区事業所	33	10月31日
14	茨城港湾事務所日立港区事業所	日立港区事業所	44	10月31日
15	潮来土木事務所	潮来土木事務所	29	11月6日
16	つくば保健所	つくば保健所	42	11月8日
17	常総工事事務所	常総工事事務所	62	11月8日
18	土浦保健所	土浦保健所	50	11月15日
19	常陸大宮土木事務所	常陸大宮合同庁舎	9	11月22日
20	近代美術館	近代美術館	35	11月22日

※ 対象機関が作成した監査調書の様式は【別紙5】のとおり。

(2) 対象施設の状況

対象とした20施設の状況は、次のとおりである。

項目	施設数
長期保全計画の見直し	未実施 10施設
計画額と予算額の一致	乖離 16施設
施設の不備	未改善の不備あり 16施設
施設維持保全台帳の整備	不足あり 10施設

(3) 対象機関の主な課題・対応等

- ・事務系職員が施設維持管理業務を行っていることから、専門的な知識が不十分なため、施設の劣化状況の把握、工事の必要性、工法の判断等が難しい。このため、管財課及び営繕課等に技術的助言を求め、緊急性等を判断のうえ、適切な工法による工事の実施に努める。
- ・長寿命化計画を見直すための劣化度調査の費用が大きく、予算の確保が困難である。
- ・長期保全計画上の推定耐用年数どおりの更新時期まで必要最小限の修繕でしのぐべきかの判断が難しい。

- 一律、80年の目標使用年数となっているが、建築後年数が経過している建物に対して、どの程度修繕等の費用をかける必要があるのか、本庁所管課に施設情報を提供するにあたり判断が困難である。集約化や建替の計画が早期段階でなされれば、それに応じて優先度の判断も可能と思料される。
- 庁舎全体の経年劣化が想定以上に進行しているため、大雨などの異常気象により突発的な不具合が多数発生している。予算が制限されている中で緊急性が高い箇所を優先的に対応せざるを得ない状況にあり、修繕に係る十分な予算確保が課題である。
- 長期保全計画の対象外施設が多く、それらの施設を含めて緊急度が高い箇所を優先的に実施しているため、長寿命化計画に基づく予算が確保できていない。
- 長期保全計画が形骸化しており、施設所管課と定期的な情報交換をしていない。
- 老朽化及び狭隘化に伴い建替を検討しているものの、建替に間に合わない改修については、必要最小限の範囲で対応している。
- 定期人事異動に際して施設管理及び施設管理に伴う工事・修繕、業務委託契約全般の知識・実務経験を有する職員を恒常的に配置するか、配置が困難な場合は、当該業務を担当する部署等を設置し業務処理を一元化することが求められる。

(4) 対象機関に対する主な意見等

- 記録保全は大事なので、施設維持保全台帳は全て整備する必要がある。
- 本庁所管課と出先機関の温度差を感じる。施設の不具合が多発している場合、本庁所管課に対して逐次実態を伝え、情報を共有することが重要である。
- 大規模災害の災害対策拠点となっている施設については、その機能を十分に発揮できるよう対応してもらいたい。
- 合同庁舎においては、入居機関全てが参加する庁舎管理の委員会があってもよいと考える。
- 美術館については、収蔵スペースも含めて施設の維持管理を適切に行い、美術館同士で連携して、貴重な美術品を適切に管理する必要がある。
また、例えばクラウドファンディングの活用などによる財源確保についても検討が必要である。
- 産業技術専門学院など使用していない建物が多い施設については、その利活用について検討する必要がある。
- 長寿命化計画対象外の建物についても、考え方を整理し、適切に管理する必要がある。

第6 監査の結果及び意見

監査の結果及び公共施設の老朽化（長寿命化）対策のための意見は、次のとおりである。

<意見の分類>

- ◎：短期的に取り組むべき事項
- ：中長期的に取り組むべき事項

1 計画面

(1) ◎ 長期保全計画の1年ごとの評価と見直しの徹底

長期保全計画は、建築物の部位、部材及び設備の更新時期や今後生じる費用等を整理し、メンテナンスの実施計画として建築物ごとに作成した計画であり、施設管理者は、日常点検の結果や修繕・改修の執行状況を踏まえ、1年ごとに見直しを行うよう定められている。

しかし、39施設（全施設の32.2%）において、1年ごとの見直しを実施していなかった。

建物の状況を正確に把握し、適切な維持管理を行うためには、実態に即した長期保全計画の見直しの徹底が必要である。

なお、現在の長期保全計画（初年度：令和3年度）は、管財課が建築物ごとに作成したものがベースとなっているが、作成マニュアルによれば、当初は更新予定時期や費用について一般的な事例により機械的に算定したシミュレーションである。今後の見直しの際は、更新予定時期や費用を実態に即した形に修正し、保全費の平準化を図ることが必要である。

(2) ◎ 長期保全計画の見直し状況の情報共有

本庁所管課は、19施設（全施設の15.7%）の長期保全計画の見直し状況を把握しておらず、管財課においても、各施設の長期保全計画の見直し状況を把握していなかった。

本庁所管課、施設管理者及び管財課間において、問題意識の共有を図るため、長期保全計画の情報共有の徹底と情報の一元化が必要である。

2 実施・技術面

(1) ◎ 法定点検及び劣化度点検の確実な実施

建築基準法第12条の規定に基づき、一定の用途・規模の建築物については、建築物に係る専門的な知識を有する者が定期的に行う点検（法定点検）を3年以内に1回実施する必要があるが、43施設中8施設においては、前回の法定点検から3年以上が経過していた。いずれの施設についても、直ちに点検を実施することであるが、今後は遅延しないよう確実な実施が必要である。

また、法定点検対象外施設においては、部材等の劣化損傷の状況を把握するために行う点検（劣化度点検）を5年以内に1回実施する必要があるが、78施設中61施設において、直近5年以内に劣化度点検を実施していなかった。建物の状況を正確に把握したうえで長期保全計画を見直し、適切な維持管理を行うためには、劣化度点検の確実な実施が必要である。

(2) ◎ 施設維持保全台帳の整備

施設管理者は、施設維持保全台帳として建物の公有財産台帳など5種類の書類を整備する必要があるが、69施設（全施設の57.0%）において不十分であった。

建物の適切な維持管理かつ長寿命化対策を推進するうえで記録保全は不可欠であり、施設維持保全台帳を全て整備することが必要である。

(3) ◎ 改善時期が未定となっている不備への対応

法定点検又は劣化度点検、日常点検等で判明した不備について、計画的に予算を確保して改善した施設もある一方、改善時期が未定となっている施設がみられる。本庁所管課と施設管理者が連携した不備への対応が必要である。

(4) ◎ 技術力向上及び人材育成のための取組の充実

本庁所管課、施設管理者ともに、建物の不備や危険性の判断、仕様書作成など、技術的な面で苦慮しており、専門的な面からのサポートを強く求めている。

管財課においては、総合管理計画の取組にかかる全体説明会を開催するなどの技術力向上や人材育成のための取組を行っているが、こうした取組のさらなる充実が必要である。（→ 4 推進体制面（1）、（2））

(5) ○ 新技術の導入検討及び情報管理のシステム化の検討

公共施設の長寿命化にあたっては、コスト縮減や更新サイクルの長期化につながる可能性のある新技術について、積極的に導入を検討していくことが必要である。

また、限られた人員で施設維持管理業務を円滑に進めるため、長寿命化計画をはじめとした施設管理に必要な情報（点検→診断→評価→設計→施工→記録保存）を一元的に管理するシステム化の検討が必要である。

3 予算面

(1) ◎ 長寿命化対策における優先順位の明確化及び優先的な予算の確保

予算制約がある中、長寿命化対策にあたっては、施設整備・改修の優先順位を明確化することが重要である。

そのうえで、法定点検や劣化度点検が未実施の施設や、不備への改善時期が未定となっている施設については、本庁所管課と施設管理者が連携して優先的に予算を確保し、確実に対応することが必要である。

なお、建替の方針が決まっても、建替時期が数年先又は未定の場合は、不備の内容に応じた改修を計画的に行うことも必要である。

(2) ○ 一元的な予算要求の仕組みの検討

施設の維持管理に必要な予算については、本庁所管課が計上している予算（主に保全費）と管財課が計上している予算（主に修繕費）があるが、適切な維持管理を行うためには、保全費、修繕費及び点検費用について、一元的な予算要求の仕組みの検討が必要である。

(3) ○ 茨城県公共施設長寿命化等推進基金のあり方の検討

茨城県公共施設長寿命化等推進基金は、公共施設及び公用施設の計画的な修繕及び改築等に要する経費に充てるために積み立てる基金であり、公共施設及び公用施設の計画的な修繕及び改築等に要する経費に充てることができる。

令和4年度末の基金残高は約240億円であるが、多くの不備が判明しているにも関わらず改善時期が未定となっている施設や、必要な保全費や修繕費を確保できていない施設があることを踏まえ、基金の使用時期や規模拡充についての検討が必要である。

(4) ○ 財源確保に向けた取組の強化

公共施設の老朽化（長寿命化）対策に係る費用については、実態に即した長期保全計画の見直しを踏まえ、最小限必要な費用を予算枠として設定するなど、確実な財源確保を図ることが必要である。

また、長寿命化対策は全国共通の大きな課題であることから、中央要望や全国知事会などあらゆる機会を通じて、長寿命化対策に係る新たな支援制度の創設など、国への働きかけを強化することが必要である。

さらに、資産の有効活用の面からも、ネーミングライツの取組の拡大を図ることや、美術館などの施設におけるクラウドファンディングの活用など、税外収入を含めた財源の確保について検討が必要である。

4 推進体制面

(1) ◎ 技術的支援等のサポートの充実及びプロジェクトチームの設置

本庁所管課、施設管理者とともに、施設維持における技術的な面で苦慮しており、相談・サポート体制の充実を求めている。

管財課は、施設維持管理業務に関する相談窓口を設置しているが、この窓口について十分に周知するとともに、危険箇所の確認や工事の必要性判断等のため、サポートチームを作るなどして、技術系職員の現地派遣などのサポートの充実が必要である。

また、施設管理者が1年ごとに実施する長期保全計画の見直しについても、作成マニュアルはあるがどのように見直せばよいか分からないという施設管理者の意見を踏まえ、管財課による相談・支援の充実が必要である。

さらに、現在、施設の長寿命化については、管財課公有財産維持活用推進室が担当しているが、技術面での支援に加え、計画面や予算面での総合的な調整機能を有するプロジェクトチームのような専門セクション（長寿命化対策班）を設置することが必要である。

(2) ○ 技術的支援に係る関係団体、民間企業等の活用検討

現在は、施設維持管理業務の多くを事務系職員が担当しており、技術系職員のサポートを受けたとしても業務の遂行が困難な部分がある。これらの施設維持管理業務については、電気、機械、建築、設計など専門的な知識や技術を有する関係団体や民間企業の活用検討が必要である。

(3) ◎ 公共施設等総合管理計画推進委員会の機能強化

総務部長が委員長となっている公共施設等総合管理計画推進委員会は、長寿命化対策の全庁的な取組を行っているが、外部からの有識者を構成員又はアドバイザー等に加え専門的な意見を聴取するなど、早急に当該委員会の機能を強化することが必要である。

5 その他

(1) ○ 合同庁舎の入居機関全てが庁舎管理に関わる体制づくり

合同庁舎には複数の入居機関があるが、施設管理者に維持管理業務の負担が集中している。また、施設の規模が大きい場合、施設管理者が建物の全ての状況を把握するのが困難である。

合同庁舎については、入居機関の情報共有のための庁舎管理委員会を設置するなど、全ての入居機関が施設の維持管理に関わる仕組みが必要である。

さらに、合同庁舎など大規模災害の災害対策拠点となっている施設については、その機能を十分に発揮できるよう、常日頃より施設維持管理の充実に努めていくことが必要である。

(2) ○ 長寿命化計画対象外建物の適切な管理

庁舎等施設 320 施設（建物数 1,567）のうち、長寿命化計画の対象としているものは 121 施設（建物数 219）であるが、対象外の建物についても、施設管理者が計画を作成するなどして適切に管理することが必要である。

(3) ○ 資産総量の適正化の推進

今回の行政監査においては、総合管理計画の3つの基本方針のうち、主に「長寿命化の推進」を対象としたところである。しかしながら、急激な人口減少や社会情勢の変化が見込まれる中においては、常に、県民の安全・安心な行政サービスの提供を前提に、公共施設の適正な規模・配置・機能などを検討し、施設の集約化等により、資産総量の適正化を進めていくことが必要である。

第7 おわりに

公共施設の老朽化（長寿命化）対策を着実かつ計画的に推進するには、施設並びに入居する機関の使命・意義・目的・役割等を認識したうえで、本庁所管課と施設管理者が一体となって、まず、所管施設の状況を正確に把握するとともに、実態に即した計画の見直し、技術的支援及び一元的な予算確保などの対応を強化することにより、施設維持管理業務の基本を、「壊れてから直す事後保全から、計画的に修繕を行う予防保全」に移行することが求められる。

そのためには、「茨城県公共施設等総合管理計画」を所管する管財課の役割は極めて重要であり、早急に老朽化（長寿命化）対策の全庁的な取組体制の充実を図ることが必要不可欠である。

また、計画推進にあたっては、老朽化（長寿命化）対策に充てる予算枠の設定や税外収入の拡充など、確実な財源確保に向けた取組を強化していくことが重要である。

さらに、公共施設の老朽化（長寿命化）対策について広く県民の理解を得るためにも、総合管理計画の見直しにあわせ、計画の評価、見直し内容等を分かりやすく公表していくことも重要である。

今後の監査においても、公共施設の老朽化（長寿命化）対策について、適宜注視していくこととする。

計画の策定

計画策定の目的

- 全ての公共施設等(※)の現状及び将来の見通しを把握し、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める。
※公共施設等…庁舎等建物系施設のほか、道路等インフラ系施設を含む。

対象施設

- 県が保有する全ての施設
 - <建物系施設> 総延床面積 約 3,780 千㎡ 等
(教育施設 45.0%、庁舎等 25.3%、県営住宅 23.3%、警察施設 6.4%)
 - <インフラ系施設>
道路 4,144 km、橋りょう 2,786 橋 他

計画期間

平成 27(2015)年度から令和 16(2034)年度まで(20 年間)
※社会情勢の変化等により適宜見直し

施設保有量の推移

(H25(2013)→R2(2020))
・庁舎等 346 施設→330 施設
・学校 121 校→118 校
・道路 4,176 km→4,144 km
・橋りょう 2,757 橋→2,786 橋 他

公共施設等の現状

公共施設等の現状(施設の老朽化)

- 施設の多くが、高度経済成長期等に整備されている。
<建物系施設>
建築後 30 年以上 約 6 割
<インフラ系施設>
30 年後更新時期を迎える施設 約 8 割
- 今後、更に老朽化等が進行し、その対策に要する費用の増加が見込まれる。

将来の見通し

県内人口の見通し(人口減少の進行)

- 公共施設等については、今後の人口減少の進展等による人口構造の変化に伴い、利用需要等の変化が予測される。

(R2(2020)→R32(2050))

- ・県内人口 287 万人 → 255 万人 (▲11.1%)
- ・若年者人口 33 万人 → 35 万人 (6.1%)
- ・高齢者人口 85 万人 → 90 万人 (5.9%)

※R32 推計は、第 2 次茨城県総合計画による推計値

今後 30 年間の経費見込(試算)

	単純更新		効果額 (B-A) C	<2021(R3)~2050(R32)>	
	A	B		現在要している経費 (※) D	現在要している経費との差 D-B
建物系施設	1兆4,517億円 (484億円/年)	6,308億円 (210億円/年)	▲8,209億円 (▲274億円/年)	(116億円/年)	(▲94億円/年)
インフラ系施設	2兆0,016億円 (667億円/年)	1兆2,794億円 (426億円/年)	▲7,222億円 (▲241億円/年)	(286億円/年)	(▲140億円/年)
合計	3兆4,533億円 (1,151億円/年)	1兆9,102億円 (636億円/年)	▲1兆5,431億円 (▲515億円/年)	(402億円/年)	(▲234億円/年)

※「現在要している経費」は、維持管理・更新等の H27~R2 の過去 6 年実績額平均
※試算の考え方

	単純更新A	長寿命化対策実施後B
維持管理・更新等の考え方	事後保全型	予防保全型
目標使用年数	60年(建物系(庁舎等))	80年(建物系(庁舎等))

財政状況

- 歳入面では、生産年齢人口の減少に伴う税収の減が見込まれる一方、歳出面では、少子高齢化の進展による高齢者人口の増加に伴う社会保障関係費の増加が見込まれる。
- そのため、本県財政は、より一層厳しくなっていく見込み。

【有形固定資産減価償却率の推移】

	H30	R 元	R2
有形固定資産減価償却率	52.3%	53.3%	54.5%

※有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の比率(減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標)

管理に関する基本的な方針

- 公共施設等の安全・安心な利用を基本としながら、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目指す。

基本方針 1 「長寿命化の推進」

- 建物系施設、インフラ系施設それぞれの特性に応じ、計画的な維持管理等を進めることで、施設の安全性を確保しながら物理的耐用年数まで使用することを目標とし、施設の利用等のサービスが長期間・持続的に提供できるよう取り組む。

①点検・診断等	適切な点検及び劣化状況等の把握(有資格者による法定点検、施設管理者による日常点検)
②維持管理・修繕・改修	計画的な修繕等(予防保全)の実施
③安全確保	危険箇所の早期修繕、老朽化施設等の解体・撤去
④耐震化	防災拠点等建築物の耐震化(H27まで)
⑤長寿命化	目標使用年数・予防保全対象建築物などの基準の整備、使用年数延長によるライフサイクルコストの低減、改修等費用の縮減に資する工法、材料の採用
⑥ユニバーサルデザイン化	誰もが利用しやすい環境の整備

基本方針 2 「資産総量の適正化」

- 人口動態や社会情勢を踏まえ、施設の最適な規模・機能等を検討し、施設の集約化等により、資産総量の適正化に取り組む。
- 施設類型ごとの役割、特性等も考慮しながら資産総量の適正化を推進していく。

⑦統合・廃止	縮小できる施設や必要がなくなった施設の統合、廃止等を検討
--------	------------------------------

基本方針 3 「資産の有効活用の推進」

- 民間活力の導入などにより、維持管理コストの削減に取り組むとともに、県有施設を経営資源ととらえ、資産活用による収入増加を図る。

⑧資産の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・民間資金等の活用(PFI等) ・有効活用の検討(ネーミングライツ等) ・未利用財産の売却促進 ・受益者負担の見直し ・省エネルギーの推進 等
----------	---

取組体制

全庁的な取組体制の整備

- 組織：公共施設等総合管理計画推進委員会
役割：○計画の推進、進行政管理、調整
○技術支援等の推進体制づくり 等

課題

今後の課題

- ①財政負担の調整
 - ・長寿命化対策・更新時期の分散化による財政負担の軽減・平準化
 - ・更新費と新規整備費との予算配分の調整
 - ・県債残高の抑制と補助金等による財源の確保
 - ・公共施設長寿命化等推進基金の積み立てによる将来の財政負担の軽減、長寿命化対策の計画的な実施
 - ・財源の確保に向けた国への働きかけ
- ②情報の一括管理
施設情報の一括管理を図り、維持管理費を最適化・効率化

フォローアップ

フォローアップの実施方針

- ・PDCAサイクル等による進捗管理、取組評価、計画の見直し
- ・時代に合わせた行政サービス水準の検討及び整備
- ・県民の理解を得るための情報公開 等

茨城県庁舎等施設長寿命化計画の概要

◆計画策定の目的

建物等の修繕等を計画的に実施し、長寿命化を推進するとともに、施設の集約化等により資産総量の適正化を図る。

◇計画期間

2021 (R3) ～2034 (R16) (14 年間)

●施設の現状

(1) 対象建物：延床面積 500 m²以上

- ①行政事務を行う施設
(庁舎、試験研究機関等)
- ②県民が利用する施設
(社会福祉、教育・文化・スポーツ、観光施設等)

(2) 保有状況

- ・建物棟数：221 棟
- ・総延床面積 約 724 千 m²

(3) 建築後 30 年以上の割合

- (2020 末) 約 3 割以上
- (2028 末) 約 9 割以上

平成以降に整備した大規模建物が建築後 30 年以上経過するため急増

●今後の課題

- ・人口減少や少子高齢化の進展
- ・施設の更新等費用が必要
- ・災害活動拠点など新たな役割・機能への対応

◇目指すべき方向性

- (1) 県民の安全・安心を守るための防災機能の強化
- (2) 時代の変化に対応した建物性能・機能性の向上

◆長寿命化の推進

項目	取組内容
点検・診断等	○定期的な点検及び劣化状況の把握
修繕・改修等	○長期保全計画による計画的な修繕等（予防保全）の実施
更新周期	○目標使用年数「原則 80 年」 ○概ね築 20 年・30 年の時点で予防保全工事等を実施 ・20 年（屋上防水・外壁塗装、空調設備） ・30 年（受変電設備） ・40 年（給排水設備等大規模改修）
建物性能・機能性の向上等	○将来の用途変更への柔軟な対応 等 ○時代の要求水準にあった建物性能・機能性の向上 (防災機能の強化、省エネ設備の導入、ユニバーサルデザインの推進)
対策費用	○14 年間（～2034 (R16)）の維持・更新コスト 2,200 億円（157 億円/年）→長寿命化対策後：1,042 億円（74 億円/年）
優先順位	○優先順位を検討し、各年度の財政負担の平準化を図る ・建物の老朽化状況（整備年度、耐用年数、劣化状況と業務への影響度） ・施設の役割や機能（災害拠点施設等）、集約化等による費用削減効果など

◆資産総量の適正化

(1) 集約化・複合化の検討

項目	取組内容
庁舎	○近隣の合同庁舎や出先機関への集約化を検討
試験研究機関等	○社会情勢の変化や県の役割等を踏まえ、類似施設の集約化等を検討
県民が利用する施設	○役割や利用状況、運営コスト等を踏まえ、存続・統廃合等を検討

(2) 多様な働き方への対応等

- ・施設の特長、種類に応じた適正面積を検討
- ・市町村・民間事業者等が所有する建物の借り上げ等を検討

【別紙3】 長寿化計画対象の庁舎等施設一覧
121施設(建物数219)

※建築年度、築年数：複数の建物がある場合は、主たる建物について記載
※延床面積：複数の建物がある場合は、合計面積を記載

No	施設名	所在市町村	建物数	建築年度	築年数	延床面積(m ²)	本庁所管課	施設管理者
1	県庁舎	水戸市	4	1998	24	134,613.84	管財課、総務事務センター	管財課、総務事務センター
2	三の丸庁舎	水戸市	1	1930	92	10,483.99	管財課	管財課
3	水戸合同庁舎	水戸市	1	1987	35	13,526.40	管財課	水戸県税事務所
4	県北食肉衛生検査所	水戸市	1	1970	52	312.55	生活衛生課	県北食肉衛生検査所
5	県北家畜保健衛生所	水戸市	1	1980	42	1,234.00	畜産課	県北家畜保健衛生所
6	いばらき就職支援センター	水戸市	1	1986	36	2,070.31	労働政策課	労働政策課
7	ひたちなか保健所	ひたちなか市	1	1997	25	1,056.65	保健政策課	ひたちなか保健所
8	動物指導センター	笠間市	2	1979	43	1,334.02	生活衛生課	動物指導センター
9	笠間地域農業改良普及センター	笠間市	1	1970	52	482.18	農業政策課	笠間地域農業改良普及センター
10	大洗港区事業所	大洗町	1	1989	33	724.00	港湾課	茨城港湾事務所大洗港区事業所
11	常陸太田合同庁舎	常陸太田市	1	2001	21	6,168.48	管財課	常陸太田県税事務所
12	常陸大宮合同庁舎	常陸大宮市	1	2013	9	1,002.50	管財課	常陸大宮土木事務所
13	ひたちなか保健所常陸大宮支所	常陸大宮市	1	1975	47	926.30	保健政策課	ひたちなか保健所
14	大子合同庁舎	大子町	1	1994	28	1,709.71	管財課	常陸大宮土木事務所大子工務所
15	日立保健所	日立市	1	1991	31	1,481.11	保健政策課	日立保健所
16	日立港区事業所	日立市	1	1978	44	630.22	港湾課	茨城港湾事務所日立港区事業所
17	高萩合同庁舎	高萩市	1	1972	50	1,110.70	管財課	常陸太田県税事務所
18	高萩工事事務所	高萩市	1	1977	45	1,100.40	監理課	高萩工事事務所
19	鉾田合同庁舎	鉾田市	4	1972	50	5,671.39	管財課	鹿行県民センター
20	鉾田工事事務所	鉾田市	1	1970	52	653.01	監理課	鉾田工事事務所
21	行方合同庁舎	行方市	1	1994	28	1,970.51	管財課	行方県税事務所
22	霞ヶ浦北浦水産事務所霞ヶ浦支所	行方市	1	1999	23	184.00	漁政課	霞ヶ浦北浦水産事務所
23	潮来保健所	潮来市	1	1978	44	1,159.68	保健政策課	潮来保健所
24	潮来土木事務所	潮来市	1	1993	29	1,495.63	監理課	潮来土木事務所
25	鹿島港湾事務所	神栖市	1	1975	47	862.96	港湾課	鹿島港湾事務所
26	土浦合同庁舎	土浦市	3	1969	53	7,295.44	管財課	県南県民センター
27	土浦保健所	土浦市	1	1972	50	1,331.40	保健政策課	土浦保健所
28	県南食肉衛生検査所	土浦市	1	1971	51	368.09	生活衛生課	県南食肉衛生検査所
29	土浦土木事務所	土浦市	1	1974	48	1,737.07	監理課	土浦土木事務所
30	つくば保健所	つくば市	1	1980	42	1,184.76	保健政策課	つくば保健所
31	つくば地域農業改良普及センター	つくば市	1	1980	42	486.60	農業政策課	つくば地域農業改良普及センター
32	竜ヶ崎保健所	龍ヶ崎市	1	1979	43	1,213.12	保健政策課	竜ヶ崎保健所
33	竜ヶ崎工事事務所	龍ヶ崎市	1	1997	25	1,712.73	監理課	竜ヶ崎工事事務所
34	稲敷合同庁舎	稲敷市	1	1978	44	1,301.92	管財課	土浦県税事務所
35	筑西合同庁舎	筑西市	3	1983	39	10,456.96	管財課	県西県民センター
36	県西食肉衛生検査所	筑西市	1	1997	25	1,078.23	生活衛生課	県西食肉衛生検査所
37	県西家畜保健衛生所	筑西市	1	1979	43	384.10	畜産課	県西家畜保健衛生所
38	常総工事事務所	常総市	1	1960	62	699.21	監理課	常総工事事務所
39	結城地域農業改良普及センター	八千代町	1	1996	26	676.74	農業政策課	結城地域農業改良普及センター
40	境合同庁舎	境町	1	1976	46	1,217.31	管財課	筑西県税事務所
41	境土地改良事務所	境町	1	1972	50	680.13	農業政策課	境土地改良事務所
42	境工事事務所	境町	1	1970	52	691.88	監理課	境工事事務所
43	古河保健所	古河市	1	1973	49	1,132.96	保健政策課	古河保健所
44	坂東地域農業改良普及センター	坂東市	1	1981	41	355.37	農業政策課	坂東地域農業改良普及センター
45	霞ヶ浦環境科学センター	土浦市	1	2004	18	4,930.96	環境対策課	霞ヶ浦環境科学センター
46	環境放射線監視センター	ひたちなか市	1	2005	17	1,996.03	原子力安全対策課	環境放射線監視センター
47	原子力オオサイトセンター	ひたちなか市	1	2001	21	2,369.66	原子力安全対策課	原子力安全対策課
48	計量検定所	水戸市	1	1964	58	555.36	産業政策課	計量検定所
49	産業技術イノベーションセンター	茨城町	7	1971	51	7,648.78	技術革新課	産業技術イノベーションセンター
50	産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所	結城市	2	1974	48	2,255.64	技術革新課	産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所
51	産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校	笠間市	2	1995	27	3,694.32	技術革新課	産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校
52	いばらき量子ビーム研究センター	東海村	2	1988	34	20,001.34	科学技術振興課	科学技術振興課
53	農業総合センター	笠間市	6	1989	33	12,462.06	農業技術課	農業総合センター
54	農業総合センター農業研究所	水戸市	2	1968	54	3,463.36	農業技術課	農業総合センター農業研究所
55	原種苗センター	水戸市	3	1969	53	2,192.51	産地振興課	指定管理、管理委託等
56	園芸種苗センター	水戸市	1	1997	25	642.60	産地振興課	指定管理、管理委託等
57	園芸リサイクルセンター	茨城町	1	1995	27	1,902.64	産地振興課	指定管理、管理委託等
58	山間地帯特産指導所	大子町	1	1980	42	530.18	農業技術課	山間地帯特産指導所
59	鹿島地帯特産指導所	神栖市	1	1963	59	352.00	農業技術課	鹿島地帯特産指導所
60	畜産センター	石岡市	4	1999	23	4,511.90	畜産課	畜産センター
61	畜産センター肉用牛研究所	常陸大宮市	1	1971	51	484.18	畜産課	畜産センター肉用牛研究所
62	畜産センター養豚研究所	稲敷市	1	1972	50	478.84	畜産課	畜産センター養豚研究所
63	林業技術センター	那珂市	1	1970	52	1,302.19	林政課	林業技術センター
64	水産試験場	ひたちなか市	2	2011	11	1,923.44	漁政課	水産試験場
65	栽培漁業センター	鹿嶋市	5	1995	27	6,825.00	水産振興課	指定管理、管理委託等
66	医療大学付属病院	阿見町	1	1996	26	13,450.00	保健政策課	医療大学
67	いばらき予防医学プラザ	水戸市	2	1990	32	11,688.54	健康推進課	中央保健所、(一部建物)指定管理、管理委託等
68	健康管理センター	水戸市	1	1981	41	4,026.58	健康推進課	指定管理、管理委託等
69	総合福祉会館	水戸市	1	1991	31	9,202.81	福祉政策課	指定管理、管理委託等
70	ラーク・ハイツ	水戸市	1	1979	43	1,921.93	青少年家庭課	指定管理、管理委託等
71	女性相談センター	水戸市	1	1982	40	1,070.87	青少年家庭課	福祉相談センター
72	中央児童相談所	水戸市	1	2012	10	2,733.96	青少年家庭課	中央児童相談所
73	日立児童相談所	日立市	1	1982	40	409.93	青少年家庭課	日立児童相談所
74	土浦児童相談所	土浦市	1	1979	43	1,096.90	青少年家庭課	土浦児童相談所
75	茨城学園	那珂市	2	1970	52	1,906.78	青少年家庭課	県立茨城学園
76	視覚障害者福祉センター	水戸市	1	1972	50	501.66	障害福祉課	指定管理、管理委託等
77	聴覚障害者福祉センターやすらぎ	水戸市	1	1982	40	411.11	障害福祉課	指定管理、管理委託等
78	医療大学	阿見町	8	1994	28	31,968.87	保健政策課	医療大学
79	医療大学教員宿舎(世帯用)	つくば市	4	1994	28	2,115.16	保健政策課	医療大学
80	医療大学教員宿舎(単身用)	阿見町	1	1994	28	773.65	保健政策課	医療大学

No	施設名	所在市町村	建物数	建築年度	築年数	延床面積(m ²)	本庁所管課	施設管理者
81	青少年会館	水戸市	1	1979	43	2,826.55	青少年家庭課	指定管理、管理委託等
82	中央青年の家	土浦市	2	1967	55	3,434.10	生涯学習課	指定管理、管理委託等
83	白浜少年自然の家	行方市	3	1978	44	4,356.52	生涯学習課	指定管理、管理委託等
84	さしま少年自然の家	境町	2	1982	40	5,023.15	生涯学習課	指定管理、管理委託等
85	里美野外活動センター	常陸太田市	1	1971	51	1,007.96	保健体育課	指定管理、管理委託等
86	教育研修センター	笠間市	2	1991	31	17,429.38	高校教育課	県教育研修センター
87	狩猟者研修センター	笠間市	1	1981	41	668.45	環境政策課	指定管理、管理委託等
88	消防学校	茨城町	3	1981	41	4,727.30	消防安全課	県立消防学校
89	中央看護専門学校	笠間市	3	1984	38	7,727.82	医療人材課	県立中央看護専門学校
90	つくば看護専門学校	つくば市	3	1988	34	5,960.39	医療人材課	指定管理、管理委託等
91	産業技術短期大学校	水戸市	1	1997	25	3,410.58	産業人材育成課	県立産業技術短期大学校
92	水戸産業技術専門学院	水戸市	4	1997	25	3,428.14	産業人材育成課	県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院
93	日立産業技術専門学院	日立市	4	1964	58	2,691.52	産業人材育成課	県立日立産業技術専門学院
94	鹿島産業技術専門学院	鹿嶋市	2	1968	54	2,849.18	産業人材育成課	県立鹿島産業技術専門学院
95	土浦産業技術専門学院	土浦市	5	1970	52	5,442.27	産業人材育成課	県立土浦産業技術専門学院
96	筑西産業技術専門学院	筑西市	2	1962	60	2,690.79	産業人材育成課	県立筑西産業技術専門学院
97	職業人材育成センター	水戸市	4	1990	32	6,006.53	産業人材育成課	産業人材育成課
98	農業大学校	茨城町	6	1978	44	6,392.05	農業技術課	農業大学校
99	農業大学校園芸部	坂東市	3	1972	50	3,345.20	農業技術課	農業大学校園芸部
100	図書館	水戸市	1	1970	52	8,606.42	生涯学習課	県立図書館
101	水戸生涯学習センター分館	水戸市	1	1976	46	1,470.96	生涯学習課	指定管理、管理委託等
102	鹿行生涯学習センター	行方市	2	1986	36	6,956.67	生涯学習課	指定管理、管理委託等
103	県西生涯学習センター	筑西市	1	1994	28	4,039.00	生涯学習課	指定管理、管理委託等
104	県民文化センター	水戸市	4	1965	57	11,546.56	生活文化課	指定管理、管理委託等
105	つくば国際会議場	つくば市	1	1998	24	17,462.36	地域振興課	指定管理、管理委託等
106	大洗水族館	大洗町	1	2001	21	19,787.23	生活文化課	指定管理、管理委託等
107	自然博物館	坂東市	2	1993	29	12,499.60	文化課	ミュージアムパーク県自然博物館
108	近代美術館	水戸市	1	1987	35	10,507.44	文化課	県近代美術館
109	近代美術館天心記念五浦分館	北茨城市	1	1996	26	5,847.60	文化課	県近代美術館天心記念五浦分館
110	陶芸美術館	笠間市	1	1999	23	6,751.25	文化課	県陶芸美術館
111	歴史館	水戸市	2	1972	50	10,010.60	文化課	指定管理、管理委託等
112	カシマサッカースタジアム	鹿嶋市	1	1993	29	85,019.78	地域振興課	指定管理、管理委託等
113	矢田部サッカー場	神栖市	1	2005	17	697.00	地域振興課	指定管理、管理委託等
114	ライフル射撃場	桜川市	1	2016	6	841.28	保健体育課	指定管理、管理委託等
115	取手競輪場	取手市	9	1973	49	20,488.42	総務課	自転車競技事務所
116	大洗マリントワー	大洗町	1	1988	34	1,121.20	営業企画課	指定管理、管理委託等
117	植物園	那珂市	1	1993	29	2,693.75	林政課	指定管理、管理委託等
118	きのこ博士館	那珂市	1	1997	25	1,147.60	林政課	指定管理、管理委託等
119	きのこ研究館	那珂市	1	1996	26	705.01	林政課	林業技術センター
120	フラワーパーク	石岡市	2	1984	38	1,971.27	観光物産課	指定管理、管理委託等
121	鯉の岬国民休養施設	日立市	3	1996	26	11,879.61	営業企画課	指定管理、管理委託等
			計	219				

【別紙4】

＜本庁所管課向け＞行政監査（委員監査）調書

課名	
施設名	

【1】施設情報

延床面積（㎡）		
建物数		
延床面積最大の 建物の情報	築年度	
	築年数	
	耐震化完了年度	

施設の目的・役割・機能

<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・

【2】長期保全計画（保全費）

（千円）

年度	区分	計画額（当初）※1	計画額（見直し後）※2	予算額	執行額
R 3	建築	〇〇〇			
	電気設備	〇〇〇			
	機械設備	〇〇〇			
小計		〇〇〇			
R 4	建築	〇〇〇			
	電気設備	〇〇〇			
	機械設備	〇〇〇			
小計		〇〇〇			
R 5	建築	〇〇〇			—
	電気設備	〇〇〇			—
	機械設備	〇〇〇			—
小計		〇〇〇			—
(R3～R5計)		〇〇〇			—
R 6～ R 1 6	建築	〇〇〇		—	—
	電気設備	〇〇〇		—	—
	機械設備	〇〇〇		—	—
小計		〇〇〇		—	—
合計		〇〇〇		—	—

※1 計画額（当初）は、管財課が作成した長期保全計画の金額を個別に記載。

※2 長期保全計画作成マニュアルどおり、毎年見直し等を行っている場合は見直し額を記載。

【3】長期保全計画（修繕費）

（千円）

年度	計画額（当初）※1	計画額（見直し後）※2	予算額	執行額
R 3	〇〇〇			
R 4	〇〇〇			
R 5	〇〇〇			—
(R3～R5計)	〇〇〇			—
R 6～R 1 6	〇〇〇		—	—
合計	〇〇〇		—	—

※1 計画額（当初）は、管財課が作成した長期保全計画の金額を個別に記載。

※2 長期保全計画作成マニュアルどおり、毎年見直し等を行っている場合は見直し額を記載。

【4】直近の法定点検等で指摘又は判明した不備のうち、改善されていない不備の状況

不備等がある箇所	不備等の内容	改善に向けた取組状況		
		改修予定年度及び予算額	改修見込みが立たない場合はその理由	
(建築) ・ ・	・ ・	※ (例) ○	・ ・	・ ・
(電気設備) ・ ・	・ ・		・ ・	・ ・
(機械設備) ・ ・	・ ・		・ ・	・ ・

※長期保全計画に金額を計上している場合には○、していない場合は×、一部計上は△を記載すること。

【5】R3～R5の建築、電気設備、機械設備の更新状況（R5は見込みも含む）

区分	更新項目※	更新年度	更新費用（千円）
建築	(例)内装 ・	・ ・	・ ・
電気設備	(例)受変電設備 ・	・ ・	・ ・
機械設備	(例)空調設備 ・	・ ・	・ ・

※更新項目は、長期保全計画の項目に準じて記載する。

※概ね、1,000千円以上の更新について記載する。

【6】施設維持保全台帳の整備状況

整備している書類数	5種類中 _____ 種類
整備していない場合はその理由	・ ・

【7】施設の長寿命化対策等における課題（例を参考に年次や金額等を入れて具体的に記載すること。）

<p>○計画面（長期保全計画の見直し等） (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初の長期保全計画上の保全費と実際の保全費に係る予算額に乖離があるため、計画の見直しが困難。 ・長期保全計画が形骸化しており、施設管理者と定期的な情報交換をしていない。 <p>○実施・技術面（改修箇所の緊急度の判断、相談サポート体制の充実等） (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険個所の確認や工事の必要性の判断が難しいため、専門的な知識が不十分。 ・施設維持管理業務に係る技術力の向上や人材育成が必要。 <p>○予算面（予算措置等） (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急度が高い箇所を優先的に実施しているため、長寿命化計画どおりに実施できない。
--

【8】上記の課題に対して具体的にどのように対応していくか

・ ・ ・

＜出先機関向け＞行政監査（委員監査）調書

施設名	
所管課	
施設管理者	

【1】施設情報

延床面積（㎡）	
建物数	
延床面積最大の 建物の情報	築年度
	築年数
	耐震化完了年度

施設の目的・役割・機能

<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・

【2】長期保全計画（保全費）

（千円）

年度	区分	計画額（当初）※1	計画額（見直し後）※2	予算額	執行額
R 3	建築	〇〇〇			
	電気設備	〇〇〇			
	機械設備	〇〇〇			
小計		〇〇〇			
R 4	建築	〇〇〇			
	電気設備	〇〇〇			
	機械設備	〇〇〇			
小計		〇〇〇			
R 5	建築	〇〇〇			—
	電気設備	〇〇〇			—
	機械設備	〇〇〇			—
小計		〇〇〇			—
(R3～R5 計)		〇〇〇			—
R 6～ R 1 6	建築	〇〇〇		—	—
	電気設備	〇〇〇		—	—
	機械設備	〇〇〇		—	—
小計		〇〇〇		—	—
合計		〇〇〇		—	—

※1 計画額（当初）は、管財課が作成した長期保全計画の金額を個別に記載。

※2 長期保全計画作成マニュアルどおり、毎年見直し等を行っている場合は見直し額を記載。

【3】長期保全計画（修繕費）

（千円）

年度	計画額（当初）※1	計画額（見直し後）※2	予算額	執行額
R 3	〇〇〇			
R 4	〇〇〇			
R 5	〇〇〇			—
(R3～R5 計)	〇〇〇			—
R 6～R 1 6	〇〇〇		—	—
合計	〇〇〇		—	—

※1 計画額（当初）は、管財課が作成した長期保全計画の金額を個別に記載。

※2 長期保全計画作成マニュアルどおり、毎年見直し等を行っている場合は見直し額を記載。

【4】直近の法定点検等で指摘又は判明した不備のうち、改善されていない不備の状況

不備等がある箇所	不備等の内容	改善に向けた取組状況		
		改修予定年度及び予算額		改修見込みが立たない場合はその理由
(建築) ・ ・	・ ・	※ (例) ○	・ ・	・ ・
(電気設備) ・ ・	・ ・		・ ・	・ ・
(機械設備) ・ ・	・ ・		・ ・	・ ・

※長期保全計画に金額を計上している場合には○、していない場合は×、一部計上は△を記載すること。

【5】R3～R5の建築、電気設備、機械設備の更新状況（R5は見込みも含む）

区分	更新項目※	更新年度	更新費用（千円）
建築	(例)内装 ・	・ ・	・ ・
電気設備	(例)受変電設備 ・	・ ・	・ ・
機械設備	(例)空調設備 ・	・ ・	・ ・

※更新項目は、長期保全計画の項目に準じて記載する。

※概ね、1,000千円以上の更新について記載する。

【6】施設維持保全台帳の整備状況

整備している書類数	5種類中 _____ 種類
整備していない場合はその理由	・ ・

【7】施設の長寿命化対策等における課題（例を参考に年次や金額等を入れて具体的に記載すること。）

<p>○計画面（長期保全計画の見直し等） (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初の長期保全計画上の保全費と実際の保全費に係る予算額に乖離があるため、計画の見直しが困難。 ・長期保全計画が形骸化しており、所管課と定期的な情報交換をしていない。 <p>○実施・技術面（改修箇所の緊急度の判断、相談サポート体制の充実等） (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険個所の確認や工事の必要性の判断が難しいため、専門的な知識が不十分。 ・施設維持管理業務に係る技術力の向上や人材育成が必要。 <p>○予算面（予算措置等） (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急度が高い箇所を優先的に実施しているため、長寿命化計画どおりに実施できない。
--

【8】上記の課題に対して所管課への要望も含め具体的にどのように対応していくか

・ ・ ・
